

【資料集】

1 組織・条例関係

1-1 甘楽町防災会議条例

昭和 38 年 2 月 5 日 条例第 2 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、甘楽町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 甘楽町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて本町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が委嘱する者
 - (2) 群馬県の知事の部内の職員のうちから町長が委嘱する者
 - (3) 群馬県警察の警察官のうちから町長が委嘱する者
 - (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 副町長及び教育長
 - (6) 消防団長及び副団長
 - (7) 富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合消防本部消防長及び甘楽分署長
 - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が委嘱する者
 - (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が委嘱する者
 - (10) 前各号に掲げる者のほか町長が特に必要と認める者
- 6 前項各号の委員の総数は、40 人以内とする。
- 7 第 5 項第 8 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、群馬県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第5条 防災会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和60年12月25日条例第15号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成9年6月30日条例第21号)

この条例は、平成9年7月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月22日条例第7号抄)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成24年12月14日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年9月19日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

1-2 甘楽町防災会議委員名簿

No.	区分	役職名	備考
1	会長	甘楽町長	
2	1号	国土交通省関東地方整備局 高崎河川国道事務所 保全対策官	
3		陸上自衛隊 新町駐屯地 第12施設隊隊長	
4	2号	富岡土木事務所長	
5		富岡保健福祉事務所長	
6		富岡行政県税事務所長	
7	3号	富岡警察署長	
8	4号	甘楽町総務課長	
9		甘楽町企画課長	
10		甘楽町住民課長	
11		甘楽町健康課長	
12		甘楽町福祉課長	
13		甘楽町産業課長	
14		甘楽町建設課長	
15		甘楽町水道課長	
16		甘楽町会計課長	
17		甘楽町教育課長	
18		甘楽町議会事務局長	
19	5号	甘楽町副町長	
20		甘楽町教育長	
21	6号	甘楽町消防団長	
22		甘楽町消防団副団長	
23	7号	富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合 消防本部消防長	
24		富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合 富岡消防署甘楽分署長	
25	8号	日本郵便株式会社小幡郵便局長	
26		日本郵便株式会社甘楽秋畑郵便局長	
27		日本郵便株式会社福島郵便局長	
28		日本郵便株式会社新屋郵便局長	
29	9号	甘楽町議会議長	
30		甘楽町議会総務文教常任委員長	
31		甘楽町区長会会長	
32		甘楽町区長会副会長	
33	10号	(社福) 甘楽町社会福祉協議会長	
34		(社福) かんら会シルク施設長	
35		かんら保育園長	
36		甘楽町建設業協会会長	
37		甘楽町建設業組合長	
38		甘楽町食生活改善推進協議会長	
39		甘楽町ボランティア連絡協議会長	

1-3 甘楽町災害対策本部条例

平成 24 年 12 月 14 日 条例第 23 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、甘楽町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

4 災害対策本部長は町長とし、災害対策副本部長は副町長をもって充てる。

(班)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に班を置くことができる。

2 班に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 班に班長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員をもってこれに充てる。

4 班長は、班の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2 協定関係

○協定一覧表

No.	協定名	締結先	締結年月日
2-1	災害時の相互応援協定	富岡市	平成7年5月29日
2-2	北区と甘楽町との災害時における相互応援に関する協定	東京都北区	平成7年10月21日
2-3	災害発生時における交通指導員の運用に関する協定書	富岡警察署	平成9年5月22日
2-4	群馬県防災航空隊支援協定	群馬県	平成18年3月27日
2-5	富岡甘楽広域市町村圏消防相互応援協定書	富岡市・下仁田町・南牧村	平成18年3月27日
2-6	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省関東地方整備局	平成23年2月10日
2-7	災害時における飲料水の提供に関する協定書	株式会社 伊藤園	平成23年3月2日
2-8	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	社会福祉法人 甘楽町社会福祉協議会	平成23年4月1日
2-9	甘楽町災害応急対策業務に関する協定書	甘楽町建設業協会	平成23年12月21日
2-10	災害時における生活物資の供給協力に関する協定	株式会社 カインズ	平成24年3月14日
2-11	災害時非常無線通信の協力に関する協定書	群馬県アマチュア無線赤十字奉仕団甘楽町分団	平成25年7月17日
2-12	大規模土砂災害時等に備えた相互協力に関する協定書	国土交通省関東地方整備局利根川水系砂防事務所	平成26年4月1日
2-13	災害時における救援物資提供に関する協定書	三国コカ・コーラボトリング 株式会社 群馬支社	平成26年4月11日
2-14	災害時における応急生活物資供給等に関する協定書	生活協同組合コープぐんま	平成26年4月28日
2-15	西毛地域水道事業者協議会災害時相互応援に関する協定	藤岡市・富岡市・安中市・神流町・下仁田町・上野村・南牧村	平成26年10月2日
2-16	災害時におけるLPガス等供給協力に関する協定書	一般財団法人 群馬県LPガス協会 富岡支部	平成27年9月2日
2-17	災害発生時における甘楽町と日本郵便株式会社高崎郵便局及び甘楽町内郵便局の協力に関する協定	高崎郵便局・小幡郵便局・甘楽秋畑郵便局・新屋郵便局・福島郵便局	平成29年3月30日
2-18	地域における協力に関する協定	高崎郵便局・小幡郵便局・甘楽秋畑郵便局・新屋郵便局・福島郵便局	平成29年3月30日

2-19	災害時における電力復旧等に関する協定	東京電力パワーグリッド 株式会社 高崎支社	平成31年3月4日
2-20	災害時における被災者等相談の実施に関する協定	群馬司法書士会	令和元年11月13日
2-21	災害時における非常食料品の供給に関する協定書	株式会社 ヨコオデイリーフーズ	令和2年6月23日
2-22	災害時における非常食料品の供給に関する協定書	株式会社 武蔵製菓	令和2年6月23日
2-23	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー 株式会社	令和2年7月6日
2-24	災害時における相互協力に関する基本協定	東日本電信電話 株式会社 埼玉事業部 群馬支店	令和4年3月17日
2-25	災害時における応急対策業務の応援に関する協定書	一般社団法人 群馬建築士会 富岡支部	令和4年3月18日
2-26	甘楽町災害応急対策業務に関する協定書	甘楽町建設業組合	令和5年4月1日
2-27	災害時における移動式宿泊施設等の提供に関する協定	株式会社 デベロップ	令和6年5月20日
2-28	災害時における物資等の緊急輸送に関する協定書	群馬県トラック協会 甘楽富岡支部	令和6年10月4日
2-29	災害時における復旧支援協力に関する協定	日本下水道管路管理業協会 (群馬県が県内31市町村を代表して締結)	令和6年12月17日
2-30	災害時における物資供給に関する協定	NPO法人 コメリ災害対策センター	令和7年1月23日
2-31	災害ボランティアセンターの設置・運営に関する協定書	社会福祉法人 甘楽町社会福祉協議会	令和7年4月1日
2-32	災害時における非常食の提供協力に関する協定	株式会社 ジーエスエフ	令和7年12月3日
2-33	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書	株式会社 ツルヤ	令和8年1月23日

2-1 災害時の相互応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、富岡市長（以下「甲」という。）と甘楽町長（以下「乙」という。）との協議により、富岡市又は甘楽町において、災害が発生し、被災団体独自では十分に被災者の援護等の応急措置ができない場合に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第1項の規定に基づき、甲又は乙が応援を必要とする場合の応急措置を円滑に遂行するため、必要な事項について定めるものとする。

(連絡の窓口)

第2条 甲及び乙は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部課を定め、災害が発生したときは、相互に連絡するものとする。

(応援の種類)

第3条 応援の種類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 被災者の救出、医療、防疫施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供
- (2) 生活必需物資及びその補給に必要な資器材の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な技術職、技能職等の職員等の応援
- (5) 前各号に定めるもののほか、特に要求のあった事項

(応援要求の手続)

第4条 応援を受けようとする団体は、次の事項を明らかにして、文書により要求するものとする。ただし、緊急の場合は、電話又は電信等により要求し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号に掲げるものの品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げるものの職種別人員
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(緊急応援)

第5条 甲及び乙は、事態が緊急を要するときは、応援要求の有無にかかわらず、必要な応援措置を行うものとする。

(指揮権)

第6条 応援団体の職員等は、被災団体の首長の指揮下に入り行動するものとする。

(応援経費の負担)

第7条 応援に要した費用は、法令その他に特段の定めがある場合のほか、応援を行った団体の負担とする。

(資料の交換)

第8条 甲及び乙は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項で、特に必要が生じた場合は、甲及び乙がその都度協議して定めるものとする。

2 この協定の実施に関し必要な事項は、第2条に定める連絡担当部課が協議して定めるものとする。

第10条 この協定は、平成7年5月29日から効力を発生するものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙署名押印のうえ、おのおのその1通を保有するものとする。

平成7年5月29日

甲 富岡市長

乙 甘楽町長

2-2 北区と甘楽町との災害時における相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 北区並びに甘楽町は、相互協力の友愛的精神に基づき、いずれかの自治体の地域において大規模な災害が発生し、被災した自治体独自では十分に被災者の救護等の応急措置が実施できない場合に、被災した自治体の要請により、災害を受けていない自治体が協力・応援を行い、もって、被災した自治体が応急対策や復旧対策を円滑に遂行できるようにするため、この協定を締結する。

(連絡の窓口)

第2条 北区並びに甘楽町は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当の部局を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

(応援の手続き)

第3条 応援を要請する自治体は、次の事項を明らかにし、前条に定める連絡担当部局を通じて、ファクシミリ、電話または電信により応援を要請し、後日、速やかに公文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 次条第1号及び第2号に掲げるものの品名、数量等
- (3) 次条第3号に掲げるものの職種別人員
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) その他必要な事項

(応援の種類)

第4条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水、生活必需品等の救助救援用物資の提供
- (2) 医療・防疫資機材、発電機、車両等の応急対策用資機材の提供または貸与
- (3) 医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (4) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (5) その他、特に要請のあった事項

(物資の輸送等)

第5条 救援物資、資機材、人員等の輸送は、原則として、応援を要請した自治体を実施するものとする。ただし、応援を要請した自治体による輸送が困難な場合には、応援を行う自治体にこれを依頼することができる。

(経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、応援を受けた自治体の負担とする。

- 2 応援を受けた自治体が、前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ応援を受けた自治体から要請があった場合には応援を行う自治体が、当該費用を一時繰替え支弁するものとする。
- 3 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合における災害補

償は、応援を行う自治体の負担とする。ただし、被災地において応援治療する場合、その治療費は、応援を受けた自治体の負担とする。

(食料・情報の交換)

第7条 北区並びに甘楽町は、この協定による応援が円滑に行われるよう、毎年、一定の時期に、地域防災計画をはじめ災害に関する情報・資料を相互に交換するものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項は、第2条に定める連絡担当部局が協議して決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成7年10月21日

東京都北区長

群馬県甘楽町長

2-3 災害発生時における交通指導員の運用に関する協定書

甘楽町長（以下「甲」という。）と富岡警察署長（以下「乙」という。）とは、群馬県地域防災計画に基づき、災害発生時における緊急交通確保のため、警察官の補助者として甘楽町交通指導員（以下「交通指導員」という。）の運用について次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害発生時に災害対策の基本となる緊急交通路を確保するため、交通指導員が、現場の警察官に協力してその活動を行うための必要な手続きを定める。

（協力要請）

第2条 災害が発生し、富岡警察署のみでは、緊急交通路の確保が困難であると乙が認めた場合には、甲に対し、交通指導員の協力を要請することができる。

（出動要請）

第3条 甲は、この要請を受けたときは、交通指導員に出動要請するものとする。

（業務の実施）

第4条 交通指導員は、緊急交通路の確保業務を行うに当たっては、現場警察官の指示に従い警察官を補助するものとする。

（災害補償）

第5条 交通指導員が、公務上の災害（負傷、疾病、障がい又は死亡）又は通勤による災害を受けた場合は、「群馬県町村等非常勤職員の公務災害補償等に関する条例」を適用する。ただし、これに要した経費については、別途定める基準により、群馬県が負担する。

（費用負担）

第6条 乙が甲に要請し出勤した交通指導員にかかる経費（前条に定める経費を除く。）については、別途協議のうえ群馬県が負担するものとする。

（実施細目）

第7条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定める。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度甲と乙が別途協議して決定するものとする。

上記のとおり、合意の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成9年5月22日

甲 甘楽町長

乙 富岡警察署長

2-4 群馬県防災航空隊支援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、地震・台風・水火災及び事故等の災害の場合において、緊急の必要があるときは、市町村長及び消防長（以下「市町村長等」という。）が、群馬県防災航空隊（以下「防災航空隊」という。）の応援出動を求める場合の必要な事項を定めるものとする。

(適用区域)

第2条 本協定は、市町村長等の求めに応じ、防災航空隊が応援出動した場合において、当該市町村長等の管轄区域についてのみ適用する。

(応援出動の要請)

第3条 この協定に基づく応援出動の要請は、災害発生地を管轄する市町村長等が、次のいずれかに該当し、群馬県防災ヘリコプター（以下「防災ヘリ」という。）の運航が必要と認める場合に、群馬県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

- (1) 市町村等の消防力によっては、災害の防除又は軽減が困難と認められる場合
- (2) 災害が、隣接する市町村に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (3) 防災ヘリの運航により災害の予防・改善に相当の効果が期待できるものと認められる場合
- (4) その他救急搬送等、緊急性があり、かつ、防災ヘリ以外に適切な手段がなく、防災ヘリによる活動が最も有効な場合

(応援出動の要請の方法)

第4条 応援出動の要請は、防災航空隊に電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 応援の種別
- (2) 災害発生（又は覚知）の日時、場所及び被害の状況
- (3) 災害現場の気象状況
- (4) 災害現場の最高指揮者の職名・氏名及び連絡方法
- (5) 場外離着陸場の場所及び地上支援体制
- (6) その他の必要事項

(防災航空隊の派遣)

第5条 知事は、前条の規定により応援出動の要請を受けたときは、災害発生現場の気象状況等を確認のうえ、防災航空隊を派遣するものとする。

2 前条の規定による応援出動の要請に応じることができない場合は、知事は、その旨を速やかに市町村長等に回答するものとする。

(市町村長等と防災航空隊との連携)

第6条 前条第1項の規定により支援出動した場合の防災航空隊は、災害現場を管轄する市町村長等との相互に密接な連携の下に行動するものとする。

(消防活動に従事する場合の特例)

第7条 応援出動の要請に基づき防災航空隊員(消防本部派遣職員に限る)が消防活動に従事する場合には、非常事態発生地消防長から隊員を派遣している消防長に対し、消防相互応援協定(昭和50年12月8日付締結)第3条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

(経費負担等)

第8条 この協定に基づく支援出動に要する派遣経費は、県が負担するものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項は、県及び市町村長等が協議して定めるものとする。

(適用)

第10条 この協定は、平成18年3月27日から実施する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、知事及び市町村等の長が記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成18年3月27日

群 馬 県
群馬県知事
甘 楽 町
甘 楽 町長

2-5 富岡甘楽広域市町村圏消防相互応援協定書

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 39 条の規定に基づいて富岡市、下仁田町、南牧村及び甘楽町（以下「協定団体」という。）の各市町村長は、消防の相互応援に関して次により協定する。

（目的）

第 1 条 この協定は、火災その他の災害（以下「災害」という。）が発生したとき、協定団体相互間の消防力を活用して、災害による被害を最小限度に防止し、安寧秩序を保持することをもって目的とする。

（相互応援の区分）

第 2 条 前条の目的を達成するため、協定団体は、次に掲げる区分によって消防団及び資機材（以下「消防団」という。）を相互に出場させ、若しくは調達して応援活動させるものとする。

（1）通常応援

協定団体の隣接する区域内に発生した火災を覚知したとき、その隣接する消防団により自動的に行うもの。

（2）特別応援

いずれかの協定団体の区域内に大火災が発生し、応援を特に必要とする場合で、災害地の市町村長の要請によって、他の協定団体が消防団等により行うもの。

（応援出場隊数）

第 3 条 応援の出場隊数は、通常応援を原則として一隊、特別応援は要請の内容、消防力及び消防事象の実情に即して応援を行う協定団体の消防団長が決定するものとする。

（特別応援の要請）

第 4 条 特別応援の要請を行う場合には、次の事項をできる限り明らかにしなければならない。

（1）災害の概況及び応援を要請する理由

（2）応援を要請する消防団等の数

（3）活動内容及び集結場所

（4）誘導員又は担当責任者

（5）その他必要な事項

（応援の義務）

第 5 条 応援要請（通常応援を含む。）を受けた協定団体は、直ちに消防団を出場させるものとする。ただし、自己区域内の災害又はやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

（指揮権）

第 6 条 応援出場した消防団は、災害地の消防団長の指揮下に入り行動するものとする。

（経費の負担）

第 7 条 応援に要する経費の負担は、法令その他に別段の定めがある場合のほか、次による。

- (1) 応援のため要した経常的経費は、応援を行った協定団体の負担とする。ただし、機材等で応援の要請により調達し、若しくは立て替えたものについては現物により、又はその経費は応援を受けた協定団体が負担するものとする。
- (2) 応援出場した消防団が長時間にわたり、業務に従事し資機材の補給若しくは給食等を必要とする場合は、応援を受けた協定団体において現物により、又はその経費を負担するものとする。
- (3) 応援出場した消防団員が、応援消防業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における消防賞じゅつ金の授与又は災害補償は、応援を行った団体の負担とする。
- (4) 応援消防団員が、応援業務遂行中第三者に損害を与えた場合においては、応援を受けた協定団体がその賠償の責めを負う。ただし、災害地への出場若しくは帰路途上において発生したものについては、この限りでない。

(情報の交換)

第8条 協定団体は、この協定の適切な運用を期するため必要な各種消防情報、資材等を相互に通報するものとする。

(委任)

第9条 この協定による相互応援は、それぞれの消防団長が実施するものとし、この協定実施のために必要な事項は、協定団体消防団長が協議決定するものとする。

(協議)

第10条 この協定に記載のない事項又は疑義が生じた事項については、協議の上決定するものとする。

(効力の発生)

第11条 この協定は、平成18年3月27日から効力を発生する。

この協定を証するため本書4通を作成し、当事者記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成18年3月27日

協定者

富岡市長

下仁田町長

南牧村長

甘楽町長

2-6 災害時の情報交換に関する協定

国土交通省関東地方整備局長（以下「甲」という。）と、甘楽町長（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、甘楽町において災害が発生または、災害が発生するおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等（以下、情報交換という。）について定め、もって、適切迅速かつ確かな災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の開始時期）

第2条 甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- 一 甘楽町において重大な被害が発生または、発生するおそれがある場合
- 二 甘楽町に災害対策本部が設置された場合
- 三 その他甲または乙が必要とする場合

（情報交換の内容）

第3条 甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- 一 一般被害状況に関すること。
- 二 公共土木施設（道路、河川、ダム、砂防、都市施設等）の被害状況に関すること。
- 三 その他甲または乙が必要とする事項

（情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（平素の協力）

第5条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協議）

第6条 本協定に疑義が生じたとき、または本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は、2通作成し、甲乙押印のうえ各1通を所有する。

平成23年2月10日

甲) 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1

さいたま新都心合同庁舎2号館

国土交通省 関東地方整備局長

乙) 群馬県甘楽郡甘楽町大字小幡161-1

甘楽町長

2-7 災害時における飲料水の提供に関する協定書

甘楽町（以下「甲」という。）と株式会社伊藤園（以下「乙」という。）は、大規模な災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における飲料水の提供に関して、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、災害時において、乙が甲に対し、飲料水の提供を行うことにつき必要な事項を定めるものとする。

（協力事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行った時をもって発動するものとする。

（飲料水の提供）

第3条 甲は災害時に、被災者に対して飲料水の提供が必要となるときには、乙の営業拠点で保有する在庫飲料の提供協力を要請することができる。

2 前項の要請は、救援物資（飲料水）提供申請書（別記様式）をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請することができない場合は口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

3 甲は災害時に、甲乙契約にかかる災害用自動販売機（以下「対象自販機」という。）内の商品の無償提供を乙に要請することができる。

（協力の実施）

第4条 乙は、甲の要請を受けたときは、特別の理由がない限り、甲に協力するものとする。

（鍵の管理）

第5条 乙は、災害時の対応を迅速に行うため、対象自販機の鍵を甲に貸与する。

2 甲は、対象自販機の鍵の保管及び商品の提供を甲の責任により行う。

3 甲の過失による鍵の紛失、盗難、不正使用等に起因して、対象自販機本体、商品及び売上金に損害が生じた場合、甲は乙に対し全ての賠償責任を負う。

（通知義務）

第6条 第3条第3項に基づき商品の無償提供を行った場合、甲は速やかにその旨並びに日付及び数量等を乙に通知しなければならない。

（費用負担）

第7条 第3条第1項に定める飲料水の提供により発生した費用は、原則として甲が負担するものとし、価格は、引渡しまでの運賃を含む災害等発生直前時における適正な価格（災害等発生前の取引については取引時の適正な価格）を基準とする。

2 災害等について、その規模が著しく大きい場合は、甲乙協議の上前項に定める費用負担割合について変更することができる。

（運搬）

第8条 第3条第1項に定める飲料水提供に伴う運搬は、甲乙相互の協力の下、これを行う。

2 甲は乙に対して、必要とする飲料の種類、日時、運搬場所等について文書をもって指示し、飲料の提供を求めることができるものとする。ただし、乙の営業拠点の在庫状況又は交通事情等により、乙がその変更を求める場合は、原則としてこれに応ずるものとする。
(不可抗力等)

第9条 災害等発生時における飲料水提供であることを鑑み、乙が不可抗力等により、第3条、第4条及び第6条に定める乙の義務を履行できない場合であっても、乙はその責めを負わないものとする。

(代金の支払)

第10条 第3条第1項の規定に基づき乙が提供した飲料水の代金は、甲が負担する。

2 第3条第3項の規定に基づき乙が提供した飲料水の代金については無償提供とする。

(協議)

第11条 この協定に定めない事項については、その都度、甲乙協議して定める。

(有効期限)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は有効なものとする。

2 前項に定める終了の通知は、期間満了日の3箇月前までに相手方に申し出るものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各1通を保有する。

平成23年3月2日

甲 群馬県甘楽郡甘楽町大字小幡 161-1
甘楽町長

乙 東京都渋谷区本町3丁目47番10号
株式会社 伊藤園
総務部長

2-8 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

甘楽町（以下「甲」という。）と社会福祉法人 甘楽町社会福祉協議会（以下「乙」という。）とは、災害時における福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甘楽町内に大規模な地震、風水害及びその他の災害が発生した場合における災害時要援護者への避難援護について、甲が乙に対して福祉避難所の設置運営に関する協力を要請することができること及びその場合の手続きを定めるものとする。

（対象者）

第2条 この協定における避難援護の対象となる者（以下「対象者」という。）は、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要援護者で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とするものをいう。

（受入れの要請）

第3条 甲は、災害時において前条の対象者の存在を把握した場合は、乙に対し、当該対象者の受入れを要請するものとする。

（指定する施設）

第4条 福祉避難所として指定する施設は、甘楽町福祉センター（併設ディサービスセンターを含む）とする。

（手続き）

第5条 第3条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

（1）対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

（2）身元引受人の住所、氏名及び連絡先

（経費の負担）

第6条 福祉避難所として、乙が対象者の受入れに要した経費については、甲が所要の実費を負担するものとする。

2 第3条の要請により、乙が介護サービス（デイサービスセンター）の提供を休止した場合は、甲が休止したことによる損失を補償するものとする。

（対象者の移送）

第7条 甲の要請に基づき、乙が受入れを了承した場合、福祉避難所への対象者の移送は、原則として、当該対象者の家族と支援者が行うものとする。

（物資調達及び介護者の確保）

第8条 甲は、日常生活用品、食料等福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は乙が対象者を適切に介護できるよう看護師、介護員、ボランティア等の介助者の確保に努めるものとする。

（福祉避難所の早期閉鎖への努力）

第9条 甲は、乙が早期に本来の目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

(受入れ可能人数の把握)

第10条 甲は平常時から乙の施設における受入可能人数を把握しておくものとする。

(守秘義務)

第11条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(効力)

第13条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成24年3月31までとする。ただし、期間満了の2月前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、なお、1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成23年4月1日

(甲) 群馬県甘楽郡甘楽町大字小幡161番地1
甘楽町長

(乙) 群馬県甘楽郡甘楽町大字白倉1395番地1
社会福祉法人 甘楽町社会福祉協議会
会長

2-9 甘楽町災害応急対策業務に関する協定書

甘楽町（以下「甲」という。）とは災害が発生する恐れがある場合の防止及び災害が発生した場合の応急処置（以下「応急対策業務」という。）に関して、次のとおり協定を定めるものとする。

（目的）

第1条 この協定は、甲が管理する区域内の公共土木施設及び公共建物等の機能の確保及び回復のため、応急対策業務に関する甲と乙との実施事項を定め、迅速かつ的確に対応することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害が発生し、応急対策を行う必要が生じた場合は、乙に対し応急対策業務の協力を要請することができる。

2 乙は、要請があった時は甲に対し速やかに協力するものとする。

（費用負担）

第3条 乙が実施した応急対策業務に要する費用は甲が必要に応じ負担する。

（損害賠償）

第4条 第2条に規定する業務に従事した者が、当該業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、業務に従事した者の使用者の責任において行うものとする。

（雑則）

第5条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

附則

1 この協定は、平成23年12月21日から適用する。

2 この協定の成立を証するため、本書2通を作成し甲乙記名押印の上、それぞれその1通を所持するものとする。

平成23年12月21日

甲 甘楽町大字小幡161番地1
甘楽町長

乙 甘楽町大字福島1698番地1
甘楽町建設業協会長

2-10 災害時における生活物資の供給協力に関する協定

甘楽町（以下「甲」という。）と、株式会社カインズ（以下「乙」という。）とは、災害時における生活物資の供給協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に甲と乙が相互に協力して町民生活の安定を図るため、生活物資の供給協力に関する事項について定めるものとする。

（協力要請）

第2条 災害時において甲が生活物資を必要とする時は、乙に対し生活物資の供給について協力を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第3条 甲が、乙に供給を要請する生活物資の範囲は、次に掲げるもののうち要請時点で、乙が調達可能な物資とする。

（1）日用品等の生活必需品

（2）災害時の応急対策に必要な物資として乙が供給できるもの

（要請手続き）

第4条 甲の乙に対する要請は、別に定める「物資発注書」をもって行うものとする。

但し、緊急を要するときは電話またはその他の方法をもって要請し、事後「物資発注書」を提出するものとする。

2 甲と乙は連絡体制等について、常に点検、改善に努めるものとする。

（協力実施）

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、生活物資の供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

2 乙は、前条の要請により生活物資の供給を実施したときは、速やかに別に定める「物資供給報告書」により甲に報告するものとする。

（生活物資の運搬）

第6条 生活物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定場所への運搬は、乙または乙の指定する者が行うものとする。また、乙は必要に応じ甲に対して運搬の協力を求めることができる。

2 甲は、乙が前項の規定により生活物資を運搬する車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

（費用負担）

第7条 甲は、乙が提供した生活物資の代金及び運搬に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における乙の小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

（費用の支払い）

第8条 生活物資の代金及び運搬に要した費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに乙に支払うものとする。
(情報交換)

第9条 甲と乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに別に定める
「連絡責任者届」により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方
に報告するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と
乙が協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって
協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙はそれぞれ記名押印の上、各
1通を保有するものとする。

平成24年3月14日

甲 群馬県甘楽郡甘楽町大字小幡161番地1
甘楽町長
乙 群馬県高崎市高関町380
株式会社 カインズ
代表取締役

2-11 災害時非常無線通信の協力に関する協定書

甘楽町長（以下「甲」という。）と群馬県アマチュア無線赤十字奉仕団甘楽分団長（以下「乙」という。）は、大規模な災害から町民の生命、身体、財産を守るため、次の事項により協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、電波法（昭和25年法律第131号）第52条第4号に定める災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合の非常通信について、甲が乙に協力を求める場合の手続き等を定めるものとする。

（協定の要請等）

第2条 甲は甘楽町内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害情報の収集及び伝達について、乙の協力を必要とするときは、乙の協力を要請することができる。

2 前項により要請を受けた乙は、情報の収集及び伝達に協力するものとする。

（協議事項）

第3条 この協定の実施について、疑義が生じたときは甲乙協議のうえ決定するものとする。

（協定機関）

第4条 この協定は、協定書締結の日から1年間とし、協定期間満了の1か月前までに双方いずれかから協定解除の申入れがない場合、更に1年間自動更新し以後も同様とする。

甲乙この協定成立を証するため、協定書2通を作成し、双方押印のうえ各自1通を保有する。

平成25年7月17日

甲 甘楽町大字小幡161-1

甘楽町長

乙 甘楽町金井317-2

群馬県アマチュア無線赤十字奉仕団

甘楽分団長

2-12 大規模土砂災害時等に備えた相互協力に関する協定書（申し合わせ）

国土交通省関東地方整備局利根川水系砂防事務所（以下「甲」という。）と甘楽町（以下「乙」という。）とは、その行政地区において大規模土砂災害等に関した相互協力について次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模土砂災害時等に備え甲乙相互に協力し、有事における減災活動や災害対応等が円滑に進むことを目的とする。

（協力内容）

第2条 相互に協力する内容については、次の通りとする。

- （1）危機管理計画の作成（情報収集・伝達）
- （2）防災に関する資料等の企画作成（防災業務計画の見直し、ハザードマップの作成等）
- （3）防災訓練等の実施
- （4）平常時における防災意識向上に関する活動（講演会等）
- （5）その他相互に必要と認めた活動

なお、この具体的な内容については、相互に協議し、段階的に進めることとする。

（体制）

第3条 甲と乙は、第2条を進めるに当たって協議会等を設置し、情報交換を行うこととする。

（有効期限）

第4条 この協定期間は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの期間とする。

ただし、期間満了の1箇月前までに甲乙いずれからも何ら申し出のないときは、引き続き同一条件をもって1年間延長するものとし、以後この例により、継続するものとする。

（疑義の決定）

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたとき、更にこの協定に定める事項を変更しようとするときは、甲乙協議して定めるものとする。

上記のとおり、合意の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成26年4月1日

甲 国土交通省 関東地方整備局 利根川水系砂防事務所長

乙 群馬県 甘楽町長

2-13 災害時における救援物資提供に関する協定書

甘楽町（以下「甲」という。）と三国コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における救援物資提供について次のとおり協定書を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における物資の提供に関する乙の甲に対する協力について必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 震度5弱以上の地震または、同等以上の災害が発生若しくは発生する恐れがある場合において、甲に対策本部が設置され、その対策本部から災害物資の提供について要請があった時、乙は以下の内容により協力するものとする。

（2）乙は、第1項の要請があった時、災害支援型自動販売機の機内在庫の製品を甲に無償提供するものとする。

（3）対象の自販機は別紙添付リストによる。

（4）乙は、飲料水の優先的な供給を甲に行うものとする。

（5）前号の飲料水の引渡し場所は、甲、乙が協議し決定するものとし、当該場所において乙の納品書等に基づき甲が確認の上引き取るものとする。又、飲料水の対価については甲が負担するものとし、価格は都度、甲乙協議の上決定するものとする。ただし、道路不通及び停電等により供給に支障が生じた場合は、甲との協議により対策を講ずるものとする。

（要請の手続き）

第3条 この協定による要請を行う時は、緊急物資提供要請書（様式1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

（期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とし、甲乙いずれかから協定解消の申し出がないかぎり同一内容をもって延長するものとする。

2 前項の解消の申し出は、1ヶ月前までに相手方に申し出るものとする。

（協議）

第5条 この協定に定めるものの他、この協定の実施に関して必要な事項、その他この協定に定めない事項については、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上各1通を保有する。

平成26年4月11日

甲 群馬県甘楽郡甘楽町大字小幡161-1
甘楽町 町長

乙 群馬県高崎市八幡町190-1
三国コカ・コーラボトリング株式会社
群馬支社長

2-14 災害時における応急生活物資供給等に関する協定書

甘楽町（以下「甲」という。）と生活協同組合コープぐんま（以下「乙」という。）は、災害時における町民生活の安定を図るため、災害時における応急生活物資供給等に関する協定（以下「協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甘楽町内に災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に甲と乙が相互に協力して、被災した町民等に対して行う応急生活物資（以下「物資」という。）の供給、輸送、ボランティア活動等に関する協力事項について定めるものとする。

（協力事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が乙に対して要請を行った時をもって発動するものとする。

（協力要請）

第3条 災害時において、甲が物資を必要とする時は、乙に対し商品の供給、輸送について協力を要請することができる。

2 前項の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、急を要する場合で文書をもって要請することができない時は、口頭又は電話等により要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

（協力実施）

第4条 災害時に必要な物資の調達及び安定供給を行うため、甲は乙に対して情報の提供及び必要な要請を行い、乙はそれを受けて必要な措置を講ずるものとする。

（費用）

第5条 前条の規定により、乙が供給した物資の対価は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する物資の対価については、災害時直前に組合員に供給していた生活物資の対価を参考にし、甲乙協議の上、決定するものとする。

（引渡し）

第6条 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、指定場所への輸送は乙が責任をもって行うものとする。甲は、当該引渡し場所に職員を派遣し、物資の数量等を確認の上、引取るものとする。

（情報の収集及び提供）

第7条 甲及び乙は、災害時において物価の高騰の防止等を図るため、協力して町民に対して迅速かつ的確な物価等の生活情報の提供に努めるものとする。

2 甲及び乙は、前項の情報提供を円滑に行うため、物価等の生活情報の交換を日常的に行うものとする。

（実施に関し必要な事項等の決定）

第8条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(効力の発生日)

第9条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年4月28日

甲 群馬県甘楽郡甘楽町大字小幡161番地1
甘楽町長
乙 群馬県桐生市相生町一丁目111番地
生活協同組合コープぐんま
理事長

2-15 西毛地域水道事業者協議会災害時相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、西毛地域水道事業者協議会に所属する構成員（以下「会員」という。）が災害の発生により被災し、当該会員のみでは十分な応急措置ができない場合における相互応援について、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害及び濁水等により生ずる被害をいう。

(連絡担当部課)

第3条 会員は、あらかじめこの協定に基づく相互応援の連絡窓口として、連絡担当部課を定め、災害が発生したとき又は災害発生のおそれのあるときの情報交換及び応援の要請等は、この連絡担当部課を通じて行うものとする。

(応援の種類)

第4条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 応急給水に必要な資機材、物資及び車両等の提供
- (2) 施設の応急復旧に必要な資機材、物資及び車両等の提供
- (3) 応急給水及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (4) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(応援の要請)

第5条 災害を受け、他の会員の応援を要請しようとする会員（以下「被災会員」という。）は、法令その他に別段の定めがあるものを除き、別に定める応援要請手続きにより応援を要請するものとし、要請を受けた会員（以下「応援会員」という。）は極力これに応じ援助に努めるものとする。

2 応援の要請は、被災会員が次の各号に掲げる事項を明示し、口頭又は電話、電信その他の情報伝達手段により行い、後日、速やかに応援会員に文書を送付するものとする。

- (1) 被災状況
- (2) 応援に必要な資機材、物資及び車両並びに職種別人員
- (3) 応援を受ける場所
- (4) 応援を受ける期間
- (5) 前各号に掲げるもののほか、応援に関する必要な事項

(応援経費の負担)

第6条 この協定に基づく応援に要した経費は、法令その他別段の定めがあるものを除き、原則として被災会員が負担するものとする。

(連絡会議)

第7条 この協定に定める事項の円滑な推進を図るため、必要により幹事市は、連絡会議を開くものとする。

2 連絡会議は、西毛地域水道事業者協議会に属する市町村で構成するものとする。

(資料の交換)

第8条 この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要な資料を随時相互に交換するものとする。

(実施細目)

第9条 この協定の実施に関して必要な細目事項については、別に協議して定めるものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの内容に疑義若しくは変更する必要がある生じた場合はその都度協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成26年10月2日から施行する。

この協定の締結を証するため、本書8通を作成し、各自記名押印のうえ、その1通を保有するものとする。

平成26年10月2日

藤岡市 市長
富岡市 市長
安中市 市長
神流町 町長
下仁田町 町長
甘楽町 町長
上野村 村長
南牧村 村長

2-16 災害時におけるLPガス等供給協力に関する協定書

甘楽町長 茂原荘一（以下「甲」という。）と一般社団法人群馬県LPガス協会富岡支部長 高間孝行（以下「乙」という。）は、災害時におけるLPガスの供給に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甘楽町において地震等の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲と乙とが相互に協力して、被災者にLPガスを供給するために必要な事項を定め、住民生活の安定を図ることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において必要とするときは、乙に対し避難場所等へのLPガスの供給について、協力を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは口頭で要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

（協力実施）

第3条 乙は、前条の規定による要請をうけたときは、速やかに possible の限り優先的に協力するものとする。

2 乙は、緊急時に際し、甲の要請に円滑に対応するために、LPガス及びLPガス資機材の調達並びに要員の確保を行うこととし、備蓄物資の内容及び数量については、甲と乙が事前に協議のうえ定めることとする。

（引渡し）

第4条 甲は、乙に供給要請を行う際、予め引き渡し場所を指定し、当該場所へ職員を派遣し、引き受けるものとする。

（費用負担）

第5条 前条の規定により、乙が供給したLPガスの代金については、甲が負担するものとする。

（情報の提供等）

第6条 甲及び乙は、この協定が円滑に機能するため、地域防災にかかわる情報収集や支援活動のあり方について、平時から協議を行うものとする。

（協議）

第7条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲と乙が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとし、期間満了1ヶ月前までに、甲・乙のいずれからもこの協定の解除又は変更について意思表示がないときは、さらに1年延長するものとし、以降も又同様とする。

この協定を締結したことを証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成27年 9月 2日

甲 群馬県甘楽町大字小幡161-1
甘楽町長

乙 富岡市富岡2772-1
一般社団法人群馬県LPガス協会富岡支部
支部長

2-17 災害発生時における甘楽町と日本郵便株式会社高崎郵便局及び甘楽町内郵便局の協力に関する協定

甘楽町（以下「甲」という。）と日本郵便株式会社高崎郵便局、小幡郵便局、甘楽秋畑郵便局、新屋郵便局及び福島郵便局（以下「乙」という。）は、甘楽町内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために次のとおり協定する。

（定義）

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める被害をいう。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、甘楽町内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

(1) 緊急車両等としての車両の提供

（車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。）

(2) 甲又は乙が収集した被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供

(3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動

(4) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策

ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除

ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除

エ 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除

(5) 乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供

(6) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の収集・交付等並びにこれらを確実にを行うための必要な事項^(注)

(7) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い

(8) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

(注) 避難者情報確認シート（避難先届）又は転居届の配布・回収を含む。

（協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けた場合は、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

2 前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

（災害情報連絡体制の整備）

第5条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（情報の交換）

第6条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

(連絡責任者)

第7条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

甲 甘楽町 総務課長

乙 日本郵便株式会社 高崎郵便局 総務部長

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲及び乙のいずれからも申出がない場合は、当該期間満了の日の翌日から起算して1年間、この協定を更新するものとし、以後もまた同様とする。

この協定を証するため、本書6通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成29年3月30日

甲 群馬県甘楽郡甘楽町大字小幡161番地1
甘楽町長

乙 群馬県高崎市高松町5番地6
日本郵便株式会社
高崎郵便局長

群馬県甘楽郡甘楽町大字小幡727番地3
日本郵便株式会社
小幡郵便局長

群馬県甘楽郡甘楽町大字秋畑1515番地1
日本郵便株式会社
甘楽秋畑郵便局長

群馬県甘楽郡甘楽町大字金井537番地1
日本郵便株式会社
新屋郵便局長

群馬県甘楽郡甘楽町大字福島1091番地
日本郵便株式会社
福島郵便局長

2-18 地域における協力に関する協定

甘楽町（以下「甲」という。）は、日本郵便株式会社高崎郵便局、小幡郵便局、甘楽秋畑郵便局、新屋郵便局及び福島郵便局（以下「乙」という。）と、地域における協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、住民が住み慣れた地域で安心して暮らせる地域社会づくりに資するための甲乙間の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の内容）

第2条 乙は、甘楽町内における業務中、次に掲げる場合には、業務に支障のない範囲で、甲に情報（乙の守秘義務に係るものを除く。以下同じ。）を提供することにより、甲に協力するものとする。

なお、緊急を要する場合には、直接消防又は警察等の関係機関に通報するものとする。

- （1）高齢者、障がい者、子どもその他の甲の住民等の何らかの異変に気付いた場合
- （2）道路及び漏水等の異状を発見した場合
- （3）不法投棄が疑われる廃棄物等が発見した場合
- （4）適切な管理が行われていない家屋等が発見した場合

2 前項の規定により乙が情報を提供した場合において、甲は、その個別の事実を第三者に開示しないものとする。ただし、住民生活に危険があると判断された場合はこの限りではない。

（情報提供の方法）

第3条 乙は、別に定める様式により甲へ情報提供するものとする。ただし、乙が緊急を要するとした場合は、電話等で行うことができる。

（免責）

第4条 乙は、前条第1項の規定による情報の提供をした場合及び提供しなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

（個人情報の保護）

第5条 乙はこの協定の実施にあたり、個人情報の保護に配慮するとともに、業務上知り得た情報を関係機関以外の外部に漏らしてはならない。

（有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲及び乙のいずれからも申出がない場合は、当該期間満了の日の翌日から起算して1年間、この協定を更新するものとし、以後もまた同様とする。

（その他）

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に関する疑義が生じた場合には、甲及び乙が協議の上、これを決定するものとする。

この協定を証するため、本書6通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成29年3月30日

甲 群馬県甘楽郡甘楽町大字小幡161番地1
甘楽町長

乙 群馬県高崎市高松町5番地6
日本郵便株式会社
高崎郵便局長

群馬県甘楽郡甘楽町大字小幡727番地3
日本郵便株式会社
小幡郵便局長

群馬県甘楽郡甘楽町大字秋畑1515番地1
日本郵便株式会社
甘楽秋畑郵便局長

群馬県甘楽郡甘楽町大字金井537番地1
日本郵便株式会社
新屋郵便局長

群馬県甘楽郡甘楽町大字福島1091番地
日本郵便株式会社
福島郵便局長

2-19 災害時における電力復旧等に関する協定

甘楽町（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社高崎支社（以下「乙」という。）は、風水害及びその他の災害が発生し、または発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における電力復旧及び電力供給活動（以下「電力復旧等」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第一条 この協定は、甘楽町地域防災計画第3章「風水害等応急対策計画」及び第4章「地震災害応急対策計画」の第10節「施設・設備の応援復旧活動」第2「ライフライン施設の応急復旧」に規定された事項を確実に実施し、町民生活の早期回復を図るため、甲及び乙が連携して電力復旧等の活動に取り組むことを目的とする。

（電力施設の応急復旧）

第二条 乙は、甘楽町内において供給支障事故が発生した場合は、甲へ報告するとともに、速やかな応急復旧に努めるものとする。

2 乙は、電力復旧作業の進捗状況について、適時甲へ報告するものとする。

3 乙は、電力復旧作業の妨げとなる道路寸断箇所を発見した場合は、甲へ道路区分を問わず道路復旧要請をするものとし、当該要請は、寸断箇所や復旧必要範囲を明確に伝達するため、FAXまたは電子メールにより行う。

4 甲は、道路復旧要請を受領次第、甘楽町建設課へ道路復旧計画を確認（計画対象外道路の場合は調整）し、復旧見込み時間を乙へ連絡するものとする。

5 甲及び乙は、双方の緊急時連絡先について別紙のとおりとし、定期的に確認を行うものとする。

（重要施設の優先復旧）

第三条 甘楽町内の電力復旧を優先すべき重要施設は、下記のとおりとする。

1位：医療施設（小幡医院、安藤医院、こがはらクリニック）

2位：役場

3位：防災交流センター

4位：避難所

2 乙は、電力復旧計画の策定にあたっては、上記重要施設の優先復旧について十分に配慮しなければならない。ただし、大規模な自然災害等に起因する供給支障事故で、停電地域が広範囲に及び、優先順位に沿った電力復旧が困難な場合は、甲へ報告のうえ調整を図るものとする。

（代替設備の活用）

第四条 代替設備（移動用発電機等）は、保有台数に限りがあることから、東京電力パワーグリッド株式会社全供給エリアにおける被害発生状況や代替設備を必要とする需要家数の状況等に応じて、乙の判断で有効活用を図るものとする。ただし、乙は、甲から上記重要施設への代替設備の設置要請を受けた場合は、真摯に社内調整を行い、設置の可否に関わらず、調整結果を甲へ報告するものとする。

(電力関係機関の相互間の応援)

第五条 乙は、管轄エリア内の被害発生状況を速やかに把握し、社内上位機関へ報告することにより、社内上位機関による応援要員や復旧資機材の手配・確保をより確実なものとする。

2 乙は、応援車両や復旧資機材の集中により社有施設構内への駐車や保管が困難となる場合は、甲へ町有施設・公園等の駐車場等の利用について相談するものとする。

3 乙は、自らの責任において応援要員の宿泊施設を確保するものとする。ただし、電力復旧作業が長期間(数週間、数ヶ月単位)にわたり、継続的な確保が困難となる場合は、甲へ町有施設等の利用について相談するものとする。

4 甲は、乙から上記利用相談を受けた場合は、庁内調整を行い、利用の可否に関わらず、調整結果を乙へ連絡するものとする。

(送電再開時の安全確認)

第六条 乙は、火災や感電事故の発生を防止するため、社内規定に沿った安全確認を確実に実施した後、送電を再開するものとする。

(広報活動)

第七条 乙は、広報車による住民向け広報活動や東京電力ホームページ等への停電情報の掲載を行うものとする。

2 甲は、乙からの停電発生等の報告を受領次第、必要に応じて防災無線や甘楽町安全安心メールによる停電情報等の発信を行うものとする。

(遵守事項)

第八条 この協定を相互の理解と信頼の下に運営するため、次の事項を遵守するものとする。

2 この協定の締結事実を自己または他人を利するための手段として利用しないこと。

3 この協定に基づく活動を通じて知り得た秘密情報を他人に開示または漏えいしないこと。

(協定の有効期間)

第九条 この協定の有効期間は、協定の締結から平成31年3月31日までとする。ただし、協定期間満了30日前までには、甲、乙いずれかが協定の解除または変更の申し出をしないときには、1年間延長されるものとみなし、以後この例によるものとする。

(定めのない事項等)

第十条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成31年3月4日

甲 甘楽郡甘楽町小幡 1 6 1 番地 1
甘楽町長

乙 高崎市宮元町 1 - 2
東京電力パワーグリッド株式会社 高崎支社
支 社 長

2-20 災害時における被災者等相談実施に関する協定

甘楽町（以下「甲」という）と群馬司法書士会（以下「乙」という）は、災害時における被災者等（被災者並びにその雇用主、従業員、相続人及び親族をいう。以下同じ）からの相談（以下「被災者等相談」という）に関し、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害が発生した場合（以下「災害時」という）において、被災者等相談の円滑かつ適切な実施に資することを目的とする。

（派遣要請等）

第2条 甲は、災害時において被災者等相談の必要が生じたときは、乙に対して協力を要請することができるものとする。

2 乙は、甲から前項に規定する要請（以下「要請」という）を受けた場合は、速やかに被災者等相談を行う司法書士（以下「相談員」という。）の派遣実施計画を作成し、甲に報告するものとする。

3 乙は、前項に規定する派遣実施計画に基づき、甲が指定する相談窓口相談員を派遣するものとする。

4 乙は、相談員を乙又は乙の関係団体の会員の中から選出するものとする。

（被災者等相談の範囲）

第3条 相談員は、次に掲げる相談を行うものとする。

- (1) 相続に関する相談
- (2) 不動産登記及び商業・法人登記に関する相談
- (3) 不在者財産管理制度及び相続財産管理制度に関する相談
- (4) 成年後見制度に関する相談
- (5) その他司法書士法に定める業務に関する相談

（要請の方法）

第4条 甲が要請を行うときは、乙に相談の内容、場所及び期間その他必要事項を明らかにした別紙様式「災害時支援協力要請書（以下「要請書」という。）を提出するものとする。ただし、要請書を提出することが困難な場合には、口頭等により申請することができる。

（態勢整備等）

第5条 乙は、甲の要請に対応できる態勢を確保するように努めるものとする。

2 乙は、要請に対応し、又は前項の態勢を確保するため、連絡態勢、連絡方法及び連絡手段について、被災者等相談責任者を定め、平常時から連絡調整に努めるものとする。

3 乙は、甲から要請を受けた場合において、乙のみで対応できないときは、乙の関係団体に支援を求めることができるものとする。

（費用負担）

第6条 被災者等相談の実施に必要な人件費、調査費及び物件費は、乙が負担するものとする。ただし、甲から相談機材や相談場所等の提供を受ける場合はこの限りでない。

(相談料)

第7条 乙及び相談員は、被災者等相談の相談者から相談料を徴しないものとする。

(情報交換等)

第8条 甲及び乙は、被災者等相談を円滑に実施できるよう、平常時から災害対策及び派遣実施計画作成に必要な情報交換並びに資料の提供を行うとともに必要に応じ協議を行うものとする。

(連携)

第9条 乙は、乙が被災者等相談を円滑に実施するに当たり、他機関と連携する必要があるときは、甲に他機関等との調整を申し入れ、当該調整を了した上、当該被災者等相談を実施するものとする。

(協定の存続期間)

第10条 この協定の存続期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了日の1か月前までに甲又は乙から申出がなかった場合は、協定の存続期間が更に1年間自動延長されるものとする。2年目以降も同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

令和元年11月13日

(甲) 群馬県甘楽郡甘楽町大字小幡161番地1
甘楽郡甘楽町 町 長

(乙) 群馬県前橋市本町一丁目5番4号
群馬司法書士会 会 長

2-21 災害時における非常食料品の供給に関する協定書

甘楽町（以下「甲」という。）と 株式会社 ヨコオデイリーフーズ（以下「乙」という。）は、地震、風水害等による大規模災害時（以下「災害時」という。）における非常食料品（以下「食料品」という。）の供給に関して、以下のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時に甲と乙が相互に協力して、町民生活の安定を図るため、食料品の供給協定に関する事項について定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害等に対応するため、食料品を必要とするときは、乙に対して、文書をもって要請することができる。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話、ファクシミリ等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

2 乙は、甲の要請に応じて、食料品を供給するものとする。

3 甲と乙は、連絡体制に支障が生じないように、常に点検、改善に努めるものとする。

（食料品の引渡し）

第3条 食料品の引渡し場所は、甲の指定する場所とし、甲は当該場所に職員を派遣し、食料品を確認のうえ、引き取るものとする。

（経費の負担）

第4条 この協定に基づき乙が供給した食料品の対価は、甲が負担する。ただし、乙は食料品の種類、数量に応じて、甲へ可能な範囲で寄贈するものとする。

2 食料品の取引価格は、災害発生直前時における適正な価格を基準とし、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

（有効期間）

第5条 この協定の効力は、締結の日の属する年度の3月31日までとする。ただし、この期間満了の1か月前までに、甲又は乙から文書による協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年6月23日

甲 群馬県甘楽郡甘楽町大字小幡161番地1
甘楽町長

乙 群馬県甘楽郡甘楽町大字小幡204番地1
株式会社 ヨコオデイリーフーズ
代表取締役社長

2-22 災害時における非常食料品の供給に関する協定書

甘楽町（以下「甲」という。）と株式会社 武蔵製菓（以下「乙」という。）は、地震、風水害等による大規模災害時（以下「災害時」という。）における非常食料品（以下「食料品」という。）の供給に関して、以下のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時に甲と乙が相互に協力して、町民生活の安定を図るため、食料品の供給協定に関する事項について定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害等に対応するため、食料品を必要とするときは、乙に対して、文書をもって要請することができる。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話、ファクシミリ等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

2 乙は、甲の要請に応じて、食料品を供給するものとする。

3 甲と乙は、連絡体制に支障が生じないように、常に点検、改善に努めるものとする。

（食料品の引渡し）

第3条 食料品の引渡し場所は、甲の指定する場所とし、甲は当該場所に職員を派遣し、食料品を確認のうえ、引き取るものとする。

（経費の負担）

第4条 この協定に基づき乙が供給した食料品の対価は、甲が負担する。ただし、乙は食料品の種類、数量に応じて、甲へ可能な範囲で寄贈するものとする。

2 食料品の取引価格は、災害発生直前時における適正な価格を基準とし、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

（有効期間）

第5条 この協定の効力は、締結の日の属する年度の3月31日までとする。ただし、この期間満了の1か月前までに、甲又は乙から文書による協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年6月23日

甲 群馬県甘楽郡甘楽町大字小幡161番地1
甘楽町長

乙 東京都立川市錦町3丁目5番23号
株式会社 武蔵製菓
代表取締役社長

2-23 災害に係る情報発信等に関する協定

甘楽町およびヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

第1条（本協定の目的）

本協定は、内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、甘楽町が甘楽町民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ甘楽町の行政機能の低下を軽減させるため、甘楽町とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

第2条（本協定における取組み）

1. 本協定における取組みの内容は次の中から、甘楽町およびヤフーの両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。
 - (1) ヤフーが、甘楽町の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、甘楽町の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
 - (2) 甘楽町が、甘楽町内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (3) 甘楽町が、甘楽町内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (4) 甘楽町が、災害発生時の甘楽町内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (5) 甘楽町が、甘楽町内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (6) 甘楽町が、甘楽町内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、ヤフーが提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。
2. 甘楽町およびヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
3. 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、甘楽町およびヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

第3条（費用）

前条に基づく甘楽町およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

第4条（情報の周知）

ヤフーは、甘楽町から提供を受ける情報について、甘楽町が特段の留保を付さない限り、

本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

第5条（本協定の公表）

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、甘楽町およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両方で別途協議のうえ、決定するものとする。

第6条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第7条（協議）

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、甘楽町およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、とヤフー両者記名押印のうえ各1通を保有する。

令和2年7月6日

甘楽町：群馬県甘楽郡甘楽町大字小幡 161-1
甘楽町長

ヤフー：東京都千代田区紀尾井町1番3号
ヤフー株式会社
代表取締役

2-24 災害時における相互協力に関する基本協定

甘楽町（以下「甲」という。）と東日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、災害時の相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び防災基本計画に基づき、甲は住民の生命・財産の保護、生活支援の役割を担うこと、乙は通信の早期復旧の役割を担うことを相互に確認し、災害時における、甲及び乙の協力関係構築に資する事項を定め、地域の防災力を高めることを目的に締結する。

（連絡体制）

第2条 甲及び乙は、災害時の連携を図るため、平時から連絡体制を確立する。

2 甲及び乙は、双方の連絡先を定め、定期的に確認する。

（災害時の情報連携）

第3条 甲及び乙は、災害時における通信の早期回復を図るため、次の各号に掲げる情報を相互に提供する。

- 1 甲は乙に対し、復旧を優先すべき重要施設（ライフラインの迅速な復旧が求められる病院等）のリスト（更新の都度随時提供）
- 2 甲は乙に対し、住民が避難している地域、避難所の情報
- 3 乙は甲に対し、通信中断の発生状況や復旧見込等、通信中断に関連する情報
- 4 甲乙それぞれが知り得た道路陥没、水没、土砂崩落、樹木倒壊等による道路寸断の情報及び道路復旧の状況

（災害時の相互協力）

第4条 甲及び乙は、災害時における通信の早期復旧のため、次の各号に掲げる事項について相互に協力する。

- 1 通信の支障及び道路通行の支障となる障害物等の除去や応急措置の実施
- 2 甲及び乙が所有する施設・用地等の利用
- 3 指定避難所等への通信手段の確保
- 4 住民への通信中断情報等の周知のための、甲及び乙が有する広報手段の利用
- 5 甲乙協議の上、甲または乙の職員の相手方への派遣

（平時における連携）

第5条 災害時における通信中断の発生を未然に防止するため、甲及び乙は、平時において次の各号に掲げる事項について協議・調整し協力を行う。

- 1 計画的な樹木伐採等の取組
- 2 災害時にも通信を継続するための取組
- 3 重要設備の防災対策に対する取組

（覚書の締結）

第6条 甲及び乙は、本協定各条に定める甲及び乙の役割や具体的な実施事項について、必要に応じて別に覚書等により定めるものとする。

(秘密保持)

第7条 甲及び乙は、本協定に基づく活動を通じて知り得た秘密情報を相手方の事前の承諾なしに第三者に対し開示又は漏えいしてはならない。

(協定期間)

第8条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が相手方に対し、特段の意思表示をしない場合は、本協定は、期間満了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。

(損害賠償)

第9条 損害賠償については、次のとおりとする。

- (1) 甲または乙が故意又は重大な過失により相手方の施設等を損傷した場合、道路法及び民法の定めに従い損害賠償をするものとする。
- (2) 甲または乙が本協定に基づき自己の責に帰する事由で第三者に危害、損傷等を与えた場合、当該当事者が賠償するものとする。
 - 2 前項各号に該当しない補償は、甲と乙が協議の上、解決にあたるものとする。

(協議)

第10条 本協定に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

本協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年3月17日

甲 群馬県甘楽郡甘楽町大字小幡161番地1
甘楽町長

乙 群馬県高崎市高松町3番地
東日本電信電話株式会社 埼玉事業部
群馬支店長

2-25 災害時における応急対策業務の応援協力に関する協定書

甘楽町（以下「甲」という。）と一般社団法人群馬建築士会富岡支部（以下「乙」という。）は、大規模な災害が発生した場合における応急対策業務及び避難所開設に伴う応急危険度判定支援業務並びに応急危険度判定実施訓練（以下「応急対策業務等」という。）に関して、甲が乙に協力を求めるにあたり、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、応急対策業務等に対し、乙に所属する会員（以下「会員」という。）の社会貢献活動としての応援協力を得るにあたって、必要な事項を定める。

（応急対策業務等）

第2条 応急対策業務は、次の各号のとおりとする。

- （1）被災建築物の応急危険度判定活動における被災建築物応急危険度判定士の取りまとめ
- （2）前号に掲げるもののほか必要な事項

2 避難所開設に伴う応急危険度判定支援業務は、次の各号のとおりとする。

- （1）甘楽町地域防災計画に基づく避難所の応急危険度判定活動における被災建築物応急危険度判定士のとりまとめ
- （2）前号に掲げる被災建築物応急危険度判定士による避難所の応急危険度判定の支援

3 甲又は近隣市町村が年1回主催する応急危険度判定実施訓練への参加。

（応援協力の要請）

第3条 甲は、大規模災害の発生時及び応急対策業務等のために応援協力が必要と判断したときは、乙に対し、応援協力を要請することができるものとする。

（応援協力の内容）

第4条 乙は、前条の規定により甲の要請を受けたときは、できる限り速やかに当該応急対策業務等を行い、その結果を甲に報告するものとする。

（登録判定士）

第5条 甲は第2条第2項第2号に定める活動を行う被災建築物応急危険度判定士をあらかじめ登録判定士として任命するものとする。

2 前項の登録判定士は、甘楽町地域防災計画に定める地域ごとに、常時複数名任命することとする。

（応援協力の連絡体制）

第6条 甲及び乙は、あらかじめ本協定に基づく応援協力の連絡体制を定めるものとする。

2 前項の連絡体制を定めた場合又はそれに変更が生じた場合には、甲及び乙は、速やかに相互に連絡するものとする。

(甲、乙の責務)

第7条 甲は、この協定に基づく乙の応援協力が、無償による社会貢献活動であることを理解し、その作業内容に対し十分な配慮をしなければならない。

2 業務にあたる会員の編成、現場での作業の遂行は、乙の責任において行い、応援協力が迅速かつ効果的に実施できるように努めなければならない。

3 乙及び会員は、応援協力に参加したことをもって、甲に対し、委託等契約に基づく設計業務等の受注を求めてはならない。

(経費の負担)

第8条 応援協力の実施に要する経費は、乙が負担するものとする。

(事務局)

第9条 この協定の施行に関し、甲は甘楽町建設課に、乙は一般社団法人群馬建築士会富岡支部にそれぞれ事務局を置く。

(協定の有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、協定期間満了の1ヶ月前までに甲又は乙から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、更に1年間更新するものとし、その後においても同様とする。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲と乙が協議のうえ定める。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名の上、各自その1通を保有する。

令和4年3月18日

甘楽町大字小幡161-1

甲 甘楽町
甘楽町長

富岡市内匠474

乙 一般社団法人群馬建築士会富岡支部
支部長

2-26 甘楽町災害応急対策業務に関する協定書

甘楽町（以下「甲」という。）と甘楽町建設業組合（以下「乙」という。）とは、災害が発生する恐れがある場合の防止及び災害が発生した場合の応急処置（以下「応急対策業務」という。）に関して、次のとおり協定を定めるものとする。

（目的）

第1条 この協定は、甲が管理する区域内の公共土木施設及び公共建築物等の機能の確保及び回復のため、応急対策業務に関する甲と乙との実施事項を定め、迅速かつ的確に対応することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害が発生し、応急対策を行う必要が生じた場合は、乙に対し応急対策業務の協力を要請することができる。

2 乙は、要請があった時は甲に対し速やかに協力するものとする。

（費用負担）

第3条 乙が実施した応急対策業務に要する費用は甲が必要に応じ負担する。

（損害補償）

第4条 第2条に規定する業務に従事した者が、当該業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、業務に従事した者の使用者の責任において行うものとする。

（雑則）

第5条 この協定に定めない事項及び疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

附 則

1 この協定は、令和5年4月1日から適用する。

2 この協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を所持するものとする。

令和5年4月1日

甲 甘楽町大字小幡161番地1
甘楽町長

乙 甘楽町大字庭谷669番地
甘楽町建設業組合長

2-27 災害時における移動式宿泊施設等の提供に関する協定

甘楽町（以下「甲」という。）と株式会社デベロップ（以下「乙」という。）は、災害時におけるコンテナモジュール（以下「移動式宿泊施設等」という。）の提供について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合に甲の要請に応じ、乙がその保有又は管理する移動式宿泊施設等を提供することについて、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 災害時に必要とし、甲から要請があったとき、乙は、特段の理由がない限り保有又は管理する移動式宿泊施設等の優先的な提供による協力を行うものとする。

2 移動式宿泊施設等の運営は、甲が主体となって行うものとし、乙は、可能な限り甲に協力するものとする。

（要請の手続）

第3条 甲は、乙に対して前条に定める協力を要請するときは、移動式宿泊施設等の避難者受入要請書（様式第1号）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、FAX、電子メール等で要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

（移動式宿泊施設等の移動）

第4条 移動式宿泊施設等は、甲が指定する場所へ移動することができるものとし、甲の職員が当該移動式宿泊施設等を確認の上、引渡しを受けるものとする。尚、要請の手続きについては、前条と同様とする。

（移動式宿泊施設等の返却）

第5条 甲は、移動式宿泊施設等の使用が終了したときは、速やかに乙の確認を受けた上で返還するものとする。

（費用の負担及び支払い）

第6条 甲は、移動式宿泊施設等の提供に係る費用を負担するものとする。この場合において、当該費用は、災害発生直前における適正な価格を基準とし、移動式宿泊施設等の維持、管理費用等を勘案した上で、甲と乙が協議し、算出した額とする。

2 甲は、前項の費用について、乙から請求を受けたときは、速やかに支払うものとする。

（移動式宿泊施設等の破損等の対応）

第7条 災害時の使用における移動式宿泊施設等の破損、汚損等については、甲と乙の協議により、決定した復旧費用を甲が負担するものとする。

（連絡責任者の報告）

第8条 甲及び乙は、この協定の成立に係る連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡責任者届（様式第2号）」により相手方に報告するものとし、変更があった場合には、直ちに相手方に報告するものとする。

(協定の有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定書の締結日から令和7年3月31日までとする。ただし、この期間満了の1箇月前までに甲乙いずれからも本協定解除の申出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議事項)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲と乙が協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者署名又は記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和6年5月20日

甲 群馬県甘楽郡甘楽町大字小幡 161 番地 1
甘 楽 町
甘楽町長

乙 千葉県市川市市川一丁目4番10号 市川ビル8階
株式会社デベロップ
代表取締役

2-28 災害時における物資等の緊急輸送に関する協定書

甘楽町（以下「甲」という。）と群馬県トラック協会甘楽富岡支部（以下「乙」という。）は、災害時における物資等の緊急輸送（以下「緊急輸送」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第1条 甲は、災害警戒本部又は災害対策本部を設置した場合等で必要があると認めるときは、乙に対し、緊急輸送の協力を要請することができるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、乙は、特別の理由があるとき、甲の要請に協力しないことができる。この場合において、乙は、この協定違反等の責任を負わない。

（要請の方法）

第2条 甲は、前条第1項の要請を次に掲げる事項を記載した文書により行わなければならない。ただし、甲において文書を作成する時間的余裕がないときは、口頭で要請することができることとし、後日速やかに文書を乙に提出するものとする。

- (1) 災害状況及び緊急輸送の要請を必要とする事由
- (2) 輸送を必要とする車両、人員、期間、輸送先等
- (3) 輸送物資等の種類（数量）
- (4) 物資積み込み・取り下ろし場所及び活動内容
- (5) その他参考となる事項

（報告）

第3条 乙は、緊急輸送に従事した場合、速やかに甲に対し、次に掲げる事項を文書により報告しなければならない。ただし、乙において文書を作成する時間的余裕がないときは、口頭で報告することができることとし、後日速やかに文書を甲に提出するものとする。

- (1) 輸送期日、輸送先、輸送距離、車両数、人員、輸送物資等
- (2) 事業者名
- (3) その他必要な事項

（費用の負担）

第4条 緊急輸送に係る費用は、原則として甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、災害発生直前の料金を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。

3 甲は、乙から請求書を受領したときは、速やかに支払うものとする。

（有効期間等）

第5条 この協定の有効期間は、締結の日から1年とする。

2 有効期間が満了する日の30日前までに、甲又は乙のいずれかから協定解除の申入れがないときは、有効期間を1年延長するものとし、その後においても同様とする。

（その他）

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定の履行に関し必要な事項は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、各自1通を保有するものとする。

令和6年10月4日

甲 群馬県甘楽郡甘楽町大字小幡161番地1
甘 楽 町
甘 楽 町 長

乙 群馬県富岡市妙義町北山551
群馬県トラック協会甘楽富岡支部
支 部 長

2-29 災害時における復旧支援協力に関する協定

群馬県（以下「甲」という。）と別紙1に定める市町村（乙1から乙31まで）（以下乙1から乙31までを総称して「乙」という。）及び公益社団法人日本下水道管路管理業協会（以下「丙」という。）とは、地震等の災害により甲及び乙の管理する下水道管路施設その他の管路施設（以下「管路施設」という。）が被災したときに広域的な支援として行う復旧支援協力に関して以下のとおり、協定を締結する。

なお、下水道管路においては、下水道法（昭和33年法律第79号）第15条の2の規定に基づいた協定とする。

本協定締結に伴い、甲又は乙と丙が過去に締結した「災害時における応急対策の協力に関する協定」は廃止する。

（目的）

第1条 この協定は、丙による甲及び乙に対する復旧支援協力に関して基本的な事項を定め、災害により被災した管路施設の機能の早期復旧を行うことを目的とする。

（災害）

第2条 この協定の対象となる災害は、次に掲げるものとする。

- （1）地震、豪雨、洪水、その他異常な自然現象
- （2）その他甲及び乙と丙の協議により定めるもの（ただし、事故等の人的災害は除く）

（事務局）

第3条 甲、乙及び丙の復旧支援協力に係る事務局は、次のとおりとする。

- （1）甲の事務局は、群馬県県土整備部下水環境課とする。
- （2）乙の事務局は、別表に掲げるとおりとする。
- （3）丙の事務局は、公益社団法人日本下水道管路管理業協会関東支部群馬県部会とする。
- （4）事務局を変更した場合は、速やかに甲の事務局に連絡し、甲の事務局は別表を変更し、乙及び丙に通知するものとする。

（復旧支援協力の要請）

第4条 甲及び乙は、丙に対し災害により被災した管路施設の復旧に関し、次の業務の支援協力を要請することができる。

- （1）被災した管路施設の応急復旧のために必要な業務（巡視、点検、調査、清掃及び修繕）
- （2）その他、甲、乙及び丙間で協議し必要とされる業務

2 甲及び乙の丙に対する復旧支援協力の要請は、第3条に規定する甲の事務局が甲及び乙の復旧支援協力要請を取りまとめたうえで、支援内容を明らかにした書面により行うものとする。ただし、緊急時等で書面により難しいときは電話等を行うことができるものとし、この場合は事後において書面を提出するものとする。

（復旧支援協力の実施）

第5条 丙は、第4条の規定により甲から復旧支援協力の要請を受けたときは、必要な人員、機材等をもって復旧支援協力を行うものとする。ただし、大規模災害等において、丙が人

員、機材等を調達するのに相当の時間を要すると認められる場合、支援の実施は甲、乙及び丙間で協議のうえ決定する。

(費用)

第6条 甲及び乙が丙に対し要請した復旧支援協力に要する費用は、支援を受けた甲及び乙の個々による負担とする。

(報告)

第7条 丙は、甲及び乙の要請により実施した復旧支援協力の業務が終了したときは、速やかに支援を要請した甲及び乙に対し、書面により報告を行うものとする。

2 丙は、災害時の支援に備え、復旧支援協力が可能な会社、提供可能な車輛等の機器及び人員等を甲の事務局に報告するものとする。変更された場合も、適宜、甲の事務局に報告するものとし、甲の事務局は乙に通知するものとする。

(管路施設台帳データの提供)

第8条 甲及び乙は、管路施設の調査に必要な台帳の図面等をPDF等の電子データで提供可能な場合、丙に提供するものとする。

2 丙は甲及び乙から提供を受けた電子データを適切に保管しなければならない。

3 甲及び乙は、管路施設台帳を大幅に変更した場合には、適宜、最新の電子データを丙に提供するものとする。

(管路施設台帳データの開示)

第9条 丙は、甲及び乙から復旧支援協力の要請をされたとき、支援出動する丙の会員に対し、甲及び乙から提供を受けた電子データを開示することができる。

2 支援出動する丙の会員は、甲及び乙から提供された電子データを支援業務並びに必要な報告等以外に使用してはならない。

(情報の保護)

第10条 甲、乙及び丙は、この協定による活動を行うため、個人情報及び行政情報を取り扱う場合に、個人情報の保護に関する法律等に基づきその情報の保護に努めなければならない。

(広域被災)

第11条 甲及び乙が管轄する地域において、公益社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づく下水道対策本部が設置された場合には、丙は、下水道対策本部による活動を優先する。

(合同訓練)

第12条 甲、乙及び丙は、必要に応じ、情報伝達訓練等の合同訓練を行うものとする。

2 前項の合同訓練の時期及び内容は、甲、乙及び丙の協議により定める。

3 第1項の合同訓練を実施する場合においても、第9条第1項及び第2項、第10条を準用する。

(協定期間)

第13条 この協定の期間は、協定締結の日から令和7年12月31日までとする。ただし、

期間満了の1ヶ月前までに甲、乙又は丙から申出がない場合、この協定は1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(その他)

第14条 本協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じた場合には、甲、乙及び丙の協議により決定するものとする。

2 甲、乙及び丙がこの協定に違反した場合には、違反した相手方への書面による通知をもってこの協定を廃止することができる。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び丙それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。なお、乙は本書の写しを保有し、甲及び丙に提出する同意書により本協定の締結を証する。

令和6年12月17日

甲 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
群馬県知事

丙 東京都千代田区岩本町二丁目5番11号
公益社団法人日本下水道管路管理業協会
会長

別紙1 乙 群馬県内31市町村

乙15 甘楽町長

2-30 災害時における物資供給に関する協定書

甘楽町（以下「甲」という。）とNPO法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

(1) 別表に掲げる物資

(2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の

上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年1月23日

甲 群馬県甘楽郡甘楽町大字小幡161番地1
甘楽町
甘楽町長

乙 新潟県新潟市南区清水4501番地1
NPO法人 コメリ災害対策センター
理事長

別表

災害時における緊急対応可能な物資

大分類	主な品種
作業関係	作業シート、標識ロープ、ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、土のう袋、ガラ袋、スコップ、ホースリール
日用品等	毛布、タオル、割箸、使い捨て食器、ポリ袋、ホイル、ラップ、ウェットティッシュ、マスク、衛生用ポリ手袋（使い捨て）、バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、簡易ライター、使い捨てカイロ
水関係	飲料水（ペットボトル）、生活用水用ポリタンク
冷暖房機器等	大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ
電気用品等	投光器、懐中電灯、乾電池、カセットコンロ、カセットボンベ
トイレ関係等	救急ミニトイレ

2-31 災害ボランティアセンターの設置・運営に関する協定書

甘楽町（以下「甲」という。）と社会福祉法人甘楽町社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、災害時における甘楽町災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）の設置、運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甘楽町災害時応急対応活動として行う、センターの設置及びこれに伴うボランティア活動を円滑に実施するために、甲及び乙の果たすべき役割と協力事項、費用負担等を定め、被災者の生活支援に寄与することを目的とする。

（連携・協力）

第2条 甲及び乙は、災害が発生した場合には、被害状況等を含めボランティア活動を行うために必要な情報や被災者の効果的な支援のために必要な情報を速やかに共有し、協力して措置を講じるものとする。

（センターの設置等）

第3条 甲及び乙は、センターを設置する必要があると判断したときは、甲乙協議の上、センターを設置するものとする。

（センターの設置場所）

第4条 センターの本部事務所は、乙が管理する事務所のうち支援活動を実施するために最適な場所に設置するものとする。ただし、乙が管理する事務所に最適な場所がない場合には、甲はこれに代わる場所を確保して乙に提供するものとする。

2 著しい被害を受けた地域や地理的な課題等によりセンターの分室の設置が必要であるときは、甲乙協議の上、前項に基づき、その場所を確保するものとする。

（センターの運営）

第5条 乙が設置するセンターは、乙が主体となり、必要に応じて、外部からのボランティア、各社会福祉協議会、ボランティアコーディネーターのほか、地域の関係機関・団体等の協力のもと、運営を行うものとする。

2 甲は、乙がセンターを設置した場合、乙との連絡調整について担当者を配置し、速やかに連携体制を整えるものとする。

（協力の要請）

第6条 乙は、センターの円滑な活動を確保することが困難であると認めるときは、甲に対し、必要な協力を求めることができる。

（センターの業務）

第7条 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 被災情報の把握
- (2) ボランティアニーズの把握
- (3) 災害ボランティアの募集、受付
- (4) 災害ボランティア活動の情報発信
- (5) センター及び災害ボランティア活動に関する各種相談、問い合わせへの対応

- (6) ボランティア活動保険の加入手続
- (7) 災害ボランティア活動に必要な資機材・活動物資等の調達・貸出・保管・管理
- (8) 災害ボランティア活動に必要な移動支援
- (9) 甘楽町災害対策本部等との以下の情報共有
 - ①被災状況・避難情報
 - ②インフラ等の復旧計画・復旧情報
 - ③ボランティアによる支援活動の状況
 - ④特に支援を必要とする者の情報（共有の内容、範囲等は別に定める）
 - ⑤その他、災害ボランティア活動に必要と甲乙が認める情報
- (10) 関係機関・団体との間の連絡、調整、仲介等
- (11) その他、センターの活動に必要な業務
(資機材等の確保)

第8条 甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動等に必要な資機材等を相互に協力して確保するものとする。

(費用負担)

第9条 センターの拠点設置費用等や運営に係る人件費、応援職員旅費について、法令その他別段の定めがある場合を除き、原則として甲の負担とする。

2 乙は、前項の費用の内訳について、甲の要求に応じ、その内容を説明するものとする。

(請求及び支払)

第10条 乙は、前条の規定により費用が確定したときは、経費明細書等を添えて甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙からの請求があったときは、内容を確認しその費用を乙に支払うものとする。

(センターの閉鎖)

第11条 センターの閉鎖は、災害の復旧状況を考慮し、甲乙協議の上、決定するものとする。

(損害補償)

第12条 災害時における応急・復旧活動等に関し、ボランティアが被った損害に対する補償は、ボランティア保険により対応するものとする。

(報告)

第13条 甲は、乙にセンターの運営状況について報告を求めることができる。

(平常時における体制整備)

第14条 乙は、平常時から災害時に備えたセンター機能の整備・保持に努めるものとし、甲は、必要な協力を行うものとする。

2 甲及び乙は、平常時から相互に連携し、ボランティア団体、地域住民、関係機関及び団体等との良好な関係の維持に努め、センターの運営など災害時における連携・協力体制の確立を図るものとする。

3 甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動が効果的に実施されるよう、防災訓練等の際に、互いに協力して災害ボランティアの養成を行うとともに、自主防災組織の育成に努めるものとする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(効力)

第16条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、令和8年3月31日までとする。ただし、期間満了の2月前までに、甲又は乙から書面による解除又は変更の申し出がないときは、1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和7年4月1日

(甲) 群馬県甘楽郡甘楽町大字小幡161番地1
甘楽町長

(乙) 群馬県甘楽郡甘楽町大字白倉1395番地1
社会福祉法人甘楽町社会福祉協議会
会 長

2-32 災害時における非常食の提供協力に関する協定

甘楽町（以下「甲」という。）と株式会社ジーエスエフ（以下「乙」という。）とは、災害時における非常食の提供協力について次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における非常食の提供に関して、乙の甲に対する協力について、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この協定における「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害をいう。

（協力の内容）

第3条 甘楽町内に災害が発生した場合において、甲の災害対策本部が設置され、その対策本部から非常食の提供について要請があった時は、乙は以下の内容により協力するものとする。

2 乙は、前項の要請があった時は、甘楽町学校給食センター施設を利用した炊き出し又はその他の非常食の提供について可能な限り協力するものとする。

（要請の手続き）

第4条 甲は、乙に対して前条に定める要請をするときは、非常食提供要請書（別記様式第1号）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は、その他の通信連絡手段により要請することができるものとし、事後、速やかに文書を提出するものとする。

（食料物資の価格）

第5条 食料物資の取引価格は、原則として、災害発生時直前における適正な価格とする。

（経費の負担）

第6条 乙が、第3条に規定する協力を行った場合における経費の負担は次のとおりとする。

（1）調達物資の対価については、甲の負担とする。

（2）人的な費用については、甲の負担とする。

(対価及び費用の支払い)

第7条 前条の規定による対価及び費用は、乙からの請求書により甲が支払うものとし、甲は請求があったときは、その内容を確認し、速やかに支払うものとする。

(連絡責任者)

第8条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては甘楽町学校給食センター所長、乙においては株式会社ジーエスエフ甘楽町学校給食センター業務責任者とし、連絡責任者確認書(別記様式第2号)により定めるものとする。ただし、その内容に変更が生じた場合は速やかに相手先に報告するものとする。

(協定の有効期間)

第9条 本協定の有効期間は、甘楽町学校給食センター調理・配送等委託業務契約期間とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、両者が協議し決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、両者各1通を保有する。

令和7年12月3日

甲 群馬県甘楽郡甘楽町大字小幡161番地1

甘楽町長

乙 東京都新宿区西新宿三丁目20番2号

株式会社ジーエスエフ

代表取締役

2-33 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書

甘楽町（以下「甲」という。）と株式会社ツルヤ（以下「乙」という。）は、甘楽町内において地震、風水害その他の原因による災害が発生したとき（以下「災害時」という。）に、相互に協力して災害時の町民生活の早期安定をはかるため、応急生活物資の調達及び供給等に関する事項について、次のとおり協定を締結する。

（協力事項の発動）

第1条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行った時をもって発動する。

（応急生活物資供給の協力要請）

第2条 災害時において甲が応急生活物資を必要とするとき、甲は乙に対し乙の保有商品の供給について協力を要請するものとする。

（応急生活物資供給の協力実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有商品の優先供給及び運搬について積極的に協力するものとする。

（応急生活物資）

第4条 甲が乙に要請する災害時の応急生活物資は、被害の状況に応じ、原則として別表のとおり指定する。

（応急生活物資供給の要請手続）

第5条 甲が乙に対する要請手続きは、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭又は電話等をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

（応急生活物資の運搬）

第6条 応急生活物資の運搬は、乙又は乙の指定するものが行うものとする。

（応急生活物資の引取）

第7条 応急生活物資の引き渡し場所は、甲乙が協議して決定するものとし、当該場所において乙の納品書等に基づき、甲が確認のうえ引き取るものとする。

（費用）

第8条 第3条及び第6条の規定により、乙が供給した商品の対価については甲が負担するものとする。

2 前項の規定する費用は、乙が保有商品の供給及び運搬終了後、乙の提出する出荷確認等に基づき、適正価格により甲乙協議のうえ決定するものとする。

(広域的な支援体制の整備)

第9条 乙は、災害時における広域的な支援が受けられる体制の整備に努めるものとする。

(有効期間)

第10条 協定の有効期間は、協定締結の日から令和8年3月31日までとする。ただし、期間満了の3か月前までに、甲又は乙から協定終了又は変更の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、以後この例による。

(その他必要な支援)

第11条 この協定に定める事項のほか、被災者への支援が必要な場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項、又はこの協定の実施にあたって疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

令和8年1月23日

甲 群馬県甘楽郡甘楽町小幡161番地1

甘 楽 町 長

乙 長野県小諸市御幸町二丁目1番20号
株式会社ツルヤ

代表取締役社長

(別表)

<p>最優先供給品目</p>	<p>★容器入り水・飲料</p> <p>★パン（菓子パン・調理パン・食パン）</p> <p>★レトルト食品（ご飯・おかず類）</p> <p>★粉ミルク・液体ミルク</p> <p>★紙コップ・紙皿・割り箸</p> <p>★トイレットペーパー</p> <p>★ゴミ袋 ★濡れティッシュ・除菌ティッシュ</p> <p>★アメニティ用品 ★乾電池</p> <p>★懐中電灯</p>
<p>状況に応じて 供給する品目</p>	<p>・缶詰（イージーオープン）</p> <p>・ハム・ソーセージ</p> <p>・インスタントラーメン</p> <p>・バター・ジャム</p> <p>・緑茶・コーヒー・紅茶</p> <p>・米</p> <p>・ローソク</p> <p>・マッチ・簡易ライター</p>

	<ul style="list-style-type: none">・ 軍手・ ポリバケツ・ 飲料用ポリタンク・ カセット式ガスコンロ及びボンベ・ 洗剤・石けん・ 紙おむつ（大人用・子ども用）・ 生理用品・ 靴下・ タオル・ 蚊取り線香（夏）・ 使い捨てカイロ（冬）
--	---

1 ★印「最優先供給品目」は、災害直後に最優先で調達、供給すべき品目

2 「状況に応じて供給する品目」は、概ね上記の品目とし、災害規模や被災者ニーズの変化等の状況に応じて調達、供給する。

3 品目は上記のほか、甲乙協議のうえ、その都度指定できるものとする。

3 災害危険区域関係

3-1 地すべり防止区域

(令和6年4月1日現在)

区分	区域名	第一次 河川名	第二次 河川名	当該 河川名	所在地	指定面積	指定年月日
県土整備 部関係	那須	鎚川	雄川	雄川	秋畑	52.95ha	S36.4.8
	荻の久保	鎚川	雄川	雄川	秋畑	15.40ha	S54.3.16
環境森林 部関係	梅ノ木入	鎚川	雄川	雄川	秋畑	31.50ha	S38.1.21
	栗ノ沢	鎚川	雄川	赤谷川	秋畑	16.23ha	S61.3.17
	二ツ石	鎚川	雄川	赤谷川	秋畑	65.99ha	H15.2.25
	内久保	鎚川	雄川	犬ノ沢	秋畑	20.57ha	H20.11.19
耕地関係	河振	利根川	鎚川	雄川	秋畑	30.20ha	S47.3.24

3-2 急傾斜地崩壊危険区域

(令和6年4月1日現在)

No.	整理番号	区域名	大字	字	指定年月日	告示番号
1	15-	裏根	秋畑	森下、大日	S47.10.20	582
2	20-	東梅の木平	秋畑	東梅の木平	S48.8.10	470
3	20-2	東梅の木平(追加)	秋畑	東梅の木平	S52.2.22	158
4	20-3	東梅の木平(追加)	秋畑	東梅の木平	S54.12.11	910
5	20-4	東梅の木平(追加)	秋畑	東梅の木平	H11.7.6	427
6	35-	赤谷	秋畑	赤谷	S50.12.9	802
7	35-2	赤谷(追加)	秋畑	赤谷	S52.2.22	158
8	183-	谷の口	秋畑	谷の口	S56.4.3	236
9	183-2	谷の口(追加)	秋畑	二ツ石	S61.8.19	590
10	226-	来波	秋畑	来波	S57.4.1	291
11	311-	滝の沢	秋畑	滝ノ沢	S61.8.19	590
12	319-	上来波	秋畑	柳平、来波	S62.6.9	417
13	319-2	上来波(追加)	秋畑	来波	S63.4.22	333
14	339-	谷	轟	日向、巖島、谷ノ上	S62.10.16	780
15	339-2	谷(追加)	轟	谷、中ノ山	H1.8.22	747
16	340-	内久保	秋畑	北平、内久保	S62.10.16	780
17	349-	粟の沢	秋畑	上の谷戸、粟の沢	S63.4.22	333
18	378-	久保	天引	久保	H1.8.22	747
19	431-	入山	秋畑	入山	H4.3.3	162
20	431-2	入山(追加)	秋畑	入山	H14.12.3	605
21	448-	赤谷平	秋畑	赤谷平	H5.1.26	61
22	472-	板穴	秋畑	御宮澤	H6.11.22	646
23	499-	西梅ノ木平	秋畑	西梅ノ木平、伏鹿	H9.4.22	312
24	578-	御宮沢	秋畑	御宮沢	H15.1.17	46

3-3 土砂災害警戒区域等の指定状況

(令和5年4月28日現在)

区分	土砂災害の種類	土砂災害警戒区域（注1）	土砂災害特別警戒区域（注2）
平成25年1月18日 群馬県告示第9号	急傾斜地の崩壊	123	123
	土石流	51	46
	地すべり	20	0
	計	194	169

注) 1 土砂災害警戒区域：急傾斜地の崩壊等が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域

2 土砂災害特別警戒区域：上記土砂災害警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域

3-4 土砂災害警戒区域・特別警戒区域

整理番号	区域名	大字	指定年月日	告示番号	急傾斜地		土石流	
					警戒区域	特別警戒区域	警戒区域	特別警戒区域
K0710-1	梅の木入-1	秋畑	R3.3.29	87	○	○		
K0710-2	梅の木入-2	秋畑	R3.3.29	87	○	○		
K0710-3	梅の木入-3	秋畑	R3.3.29	87	○	○		
K0711-1	足の萱-1	秋畑	R3.3.29	87	○	○		
K0711-2	足の萱-2	秋畑	R3.3.29	87	○	○		
K0711-3	足の萱-3	秋畑	R3.3.29	87	○	○		
K0712-1	大入-1	秋畑	R3.3.29	87	○	○		
K0712-2	大入-2	秋畑	R3.3.29	87	○	○		
K0713-1	渡井戸1	秋畑	R3.3.29	87	○	○		
K0713-2	渡井戸2	秋畑	R3.3.29	87	○	○		
K0713-3	渡井戸3	秋畑	R3.3.29	87	○	○		
K0714-1	板穴-1	秋畑	R3.3.29	87	○	○		
K0714-2	板穴-2	秋畑	R3.3.29	87	○	○		

整理番号	区域名	大字	指 定 年月日	告示 番号	急傾斜地		土石流	
					警戒 区域	特別 警戒 区域	警戒 区域	特別 警戒 区域
K0715	来波 1	秋畑	R3.3.29	87	○	○		
K0716	来波 2	秋畑	R3.3.29	87	○	○		
K0717-1	内久保-1	秋畑	R3.3.29	87	○	○		
K0717-2	内久保-2	秋畑	R3.3.29	87	○	○		
K0718	滝の沢 (B)	秋畑	R3.3.29	87	○	○		
K0719	滝の沢	秋畑	R3.3.29	87	○	○		
K0720-1	入山-1	秋畑	R3.3.29	87	○	○		
K0721	谷の口	秋畑	R3.3.29	87	○	○		
K0722-1	赤谷-1	秋畑	R3.3.29	87	○	○		
K0722-2	赤谷-2	秋畑	R3.3.29	87	○	○		
K0724	栗上	秋畑	R3.3.29	87	○	○		
K0725-1	栗の沢-1	秋畑	R3.3.29	87	○	○		
K0725-2	栗の沢-2	秋畑	R3.3.29	87	○	○		
K0726	西梅ノ木平	秋畑	R3.3.29	87	○	○		
K0727-1	東梅ノ木平-1	秋畑	R3.3.29	87	○	○		
K0727-2	東梅ノ木平-2	秋畑	R3.3.29	87	○	○		
K0727-3	東梅ノ木平-3	秋畑	R3.3.29	87	○	○		
K0728-1	戦場-1	秋畑	R3.3.29	87	○	○		
K0728-3	戦場-3	秋畑	R3.3.29	87	○	○		
K0728-4	戦場-4	秋畑	R3.3.29	87	○	○		
K0729-1	裏根-1	秋畑	R3.3.29	87	○	○		
K0729-2	裏根-2	秋畑	R3.3.29	87	○	○		
K0730	谷	轟	R3.3.29	87	○	○		
K0731	久保	天引	R3.3.29	87	○	○		
K0732	来波 3	秋畑	R3.3.29	87	○	○		
K0733	永州 1	国峰	R3.3.29	87	○	○		
K0734-1	福巖寺 1	善慶寺	R3.3.29	87	○	○		
K0734-2	福巖寺 2	善慶寺	R3.3.29	87	○	○		

整理番号	区域名	大字	指 定 年月日	告示 番号	急傾斜地		土石流	
					警戒 区域	特別 警戒 区域	警戒 区域	特別 警戒 区域
K0735	峯 1	秋畑	R3.3.29	87	○	○		
K0736	角崎 1	秋畑	R3.3.29	87	○	○		
K0737	西天神	白倉	R3.3.29	87	○	○		
K0738-1	岡平 1	天引	R3.3.29	87	○	○		
K0738-2	岡平 2	天引	R3.3.29	87	○	○		
K0739	長巖寺	小幡	R3.3.29	87	○	○		
K2972-1	西大久保 1	秋畑	R3.3.29	87	○	○		
K2972-2	西大久保 2	秋畑	R3.3.29	87	○	○		
K2973	二ツ石	秋畑	R3.3.29	87	○	○		
K2974	沼久保	秋畑	R3.3.29	87	○	○		
K2975	河振	秋畑	R3.3.29	87	○	○		
K2979	御宮沢 A	秋畑	R3.3.29	87	○	○		
K2980	来波 4	秋畑	R3.3.29	87	○	○		
K2981	日向	国峰	R3.3.29	87	○	○		
K2982	竹ノ内	国峰	R3.3.29	87	○	○		
K2983	恩田 1	国峰	R3.3.29	87	○	○		
K2984	中沢 1	国峰	R3.3.29	87	○	○		
K2985	中沢 2	国峰	R3.3.29	87	○	○		
K2986	中沢 3	国峰	R3.3.29	87	○	○		
K2987	永州 4	国峰	R3.3.29	87	○	○		
K2988-1	永州 2	国峰	R3.3.29	87	○	○		
K2988-2	永州 3	国峰	R3.3.29	87	○	○		
K2989-1	萩宮 1	善慶寺	R3.3.29	87	○	○		
K2989-2	萩宮 2	善慶寺	R3.3.29	87	○	○		
K2990-1	枇杷の沢 1	秋畑	R3.3.29	87	○	○		
K2990-2	枇杷の沢 2	秋畑	R3.3.29	87	○	○		
K2990-3	枇杷の沢 3	秋畑	R3.3.29	87	○	○		
K2991-1	萩の久保 1	秋畑	R3.3.29	87	○	○		

整理番号	区域名	大字	指 定 年月日	告示 番号	急傾斜地		土石流	
					警戒 区域	特別 警戒 区域	警戒 区域	特別 警戒 区域
K2991-2	荻の久保 2	秋畑	R3.3.29	87	○	○		
K2991-3	荻の久保 3	秋畑	R3.3.29	87	○	○		
K2991-4	荻の久保 4	秋畑	R3.3.29	87	○	○		
K2992-1	峯 2	秋畑	R3.3.29	87	○	○		
K2992-2	峯 3	秋畑	R3.3.29	87	○	○		
K2993	角崎 2	秋畑	R3.3.29	87	○	○		
K2994-1	西梅の木平 1	秋畑	R3.3.29	87	○	○		
K2994-2	西梅の木平 2	秋畑	R3.3.29	87	○	○		
K2995-2	裏根-3	秋畑	R3.3.29	87	○	○		
K2996	裏根-4	秋畑	R3.3.29	87	○	○		
K2997-1	北下沢 1-1	秋畑	R3.3.29	87	○	○		
K2997-2	北下沢 1-2	秋畑	R3.3.29	87	○	○		
K2998	北下沢 2	秋畑	R3.3.29	87	○	○		
K2999	片角	秋畑	R3.3.29	87	○	○		
K3000-1	西梅の木平 3	秋畑	R3.3.29	87	○	○		
K3000-2	森戸	秋畑	R3.3.29	87	○	○		
K3001	赤谷戸 1	秋畑	R3.3.29	87	○	○		
K3002-1	中郷 1-1	秋畑	R3.3.29	87	○	○		
K3002-2	中郷 1-2	秋畑	R3.3.29	87	○	○		
K3002-3	御宮沢 B	秋畑	R3.3.29	87	○	○		
K3003	稻荷前	白倉	R3.3.29	87	○	○		
K3004	下引田 1	白倉	R3.3.29	87	○	○		
K3005	下引田 2	白倉	R3.3.29	87	○	○		
K3006-1	平石 1	白倉	R3.3.29	87	○	○		
K3006-2	平石 2	白倉	R3.3.29	87	○	○		
K3007	堂ノ入 1	天引	R3.3.29	87	○	○		
K3008	黒淵	天引	R3.3.29	87	○	○		
K3009	下鳥屋	天引	R3.3.29	87	○	○		

整理番号	区域名	大字	指 定 年月日	告示 番号	急傾斜地		土石流	
					警戒 区域	特別 警戒 区域	警戒 区域	特別 警戒 区域
K3010	上ノ場	天引	R3.3.29	87	○	○		
K3011	前河原 1	天引	R3.3.29	87	○	○		
K3012	前河原 2	天引	R3.3.29	87	○	○		
K3013	中入	秋畑	R3.3.29	87	○	○		
K3014-1	浜井場 1	秋畑	R3.3.29	87	○	○		
K3014-2	浜井場 2	秋畑	R3.3.29	87	○	○		
K3015	上鳥屋 1	天引	R3.3.29	87	○	○		
K3016-1	堀沢 1-1	小幡	R3.3.29	87	○	○		
K3016-2	堀沢 1-2	小幡	R3.3.29	87	○	○		
K3016-3	堀沢 1-3	小幡	R3.3.29	87	○	○		
K3017	中沢イ	国峰	R3.3.29	87	○	○		
K5070	河振向	秋畑	R3.3.29	87	○	○		
K5071	浜井場 3	秋畑	R3.3.29	87	○	○		
K5072	赤谷戸 2	秋畑	R3.3.29	87	○	○		
K5074-1	入木屋 1	天引	R3.3.29	87	○	○		
K5074-2	入木屋 2	天引	R3.3.29	87	○	○		
K5075	草喰	天引	R3.3.29	87	○	○		
K5076	堂ノ入 2	白倉	R3.3.29	87	○	○		
K5078-1	紅葉山西 1	善慶寺、国 峰	R3.3.29	87	○	○		
K5078-2	紅葉山西 2	国峰	R3.3.29	87	○	○		
K5079	仙洞院 1	小幡	R3.3.29	87	○	○		
K5080	仙洞院 2	小幡	R3.3.29	87	○	○		
K5081	仙洞院 3	小幡	R3.3.29	87	○	○		
K5082	来波 5	秋畑	R3.3.29	87	○	○		
K5083	中郷イ	秋畑	R3.3.29	87	○	○		
K5084	芳の元	秋畑	R3.3.29	87	○	○		
384-I-003	西萩沢	秋畑	R3.3.29	87			○	○

整理番号	区域名	大字	指 定 年月日	告示 番号	急傾斜地		土石流	
					警戒 区域	特別 警戒 区域	警戒 区域	特別 警戒 区域
384-I-004-1	森戸川-1	秋畑	R3.3.29	87			○	○
384-I-004-2	森戸川-2	秋畑	R3.3.29	87			○	○
384-I-005	ごろた沢	秋畑	R3.3.29	87			○	○
384-I-006	雄川	秋畑	R3.3.29	87			○	○
384-I-007	足ノ萱沢川	秋畑	R3.3.29	87			○	○
384-I-008	地神平沢	秋畑	R3.3.29	87			○	○
384-I-009	谷津ヶ堀沢	秋畑	R3.3.29	87			○	○
384-I-010	浦山沢川	秋畑	R3.3.29	87			○	○
384-I-011	伏鹿沢	秋畑	R3.3.29	87			○	○
384-I-012	入山川	秋畑	R3.3.29	87			○	○
384-I-013	谷ノ口川	秋畑	R3.3.29	87			○	○
384-I-014	谷ノ口川東沢	秋畑	R3.3.29	87			○	○
384-I-015	栗ノ沢川	秋畑	R3.3.29	87			○	
384-I-016	峯ノ沢川	秋畑	R3.3.29	87			○	
384-I-017	萩ノ久保沢	秋畑	R3.3.29	87			○	○
384-I-018	裏根川	秋畑	R3.3.29	87			○	
384-I-019	城中沢	国峰	R3.3.29	87			○	○
384-I-020	大光寺東川	国峰	R3.3.29	87			○	○
384-I-021	日向沢	国峰	R3.3.29	87			○	○
384-I-022	興巖寺1	国峰	R3.3.29	87			○	
384-I-023	興巖寺2	国峰	R3.3.29	87			○	○
384-II-001	下鳥屋沢	天引	R3.3.29	87			○	○
384-II-002	上鳥屋南下沢	天引	R3.3.29	87			○	○
384-II-003	上鳥屋南上沢	天引	R3.3.29	87			○	○
384-II-004	天引川	天引	R3.3.29	87			○	○
384-II-005	八丁河原沢	秋畑	R3.3.29	87			○	○
384-II-006	大石平沢	秋畑	R3.3.29	87			○	○
384-II-007	御宮沢	秋畑	R3.3.29	87			○	○

整理番号	区域名	大字	指 定 年月日	告示 番号	急傾斜地		土石流			
					警戒 区域	特別 警戒 区域	警戒 区域	特別 警戒 区域		
384-II-008	河振沢	秋畑	R3.3.29	87			○	○		
384-II-009	入山南沢	秋畑	R3.3.29	87			○	○		
384-II-010	谷ノ口東沢	秋畑	R3.3.29	87			○	○		
384-II-011	谷ノ口西沢	秋畑	R3.3.29	87			○	○		
384-II-012	丸山沢	秋畑	R3.3.29	87			○	○		
384-II-013	小平小沢	秋畑	R3.3.29	87			○	○		
384-II-014	小平沢	秋畑	R3.3.29	87			○			
384-II-015	城川	国峰	R3.3.29	87			○	○		
384-II-016	大光寺川	国峰	R3.3.29	87			○	○		
384-II-017	竹ノ内沢	国峰	R3.3.29	87			○	○		
384-II-018	竹ノ内中沢	国峰	R3.3.29	87			○	○		
384-II-019	永州西沢	国峰	R3.3.29	87			○	○		
384-J-002	入木屋北沢	天引	R3.3.29	87			○	○		
384-J-003	仙洞院沢	小幡	R3.3.29	87			○	○		
384-J-004	入道谷沢	小幡	R3.3.29	87			○	○		
384-J-005	光善入沢	小幡	R3.3.29	87			○	○		
384-J-006	富士ノ越沢	轟、小幡	R3.3.29	87			○	○		
384-J-007	茂木沢	国峰	R3.3.29	87			○	○		
384-J-008-1	日向西沢-1	国峰	R3.3.29	87			○	○		
384-J-008-2	日向西沢-2	国峰	R3.3.29	87			○	○		
384-J-009-1	永洲東沢-1	国峰	R3.3.29	87			○	○		
384-J-009-2	長善寺中沢	国峰	R3.3.29	87			○	○		
計							123	123	51	46

整理番号	区域名	大字	指 定 年月日	告示 番号	地すべり	
					警戒 区域	特別 警戒 区域
99	那須平	秋畑	R3.3.29	87	○	
100	八丁河原	秋畑	R3.3.29	87	○	
101	河振向	秋畑	R3.3.29	87	○	
102	滝の沢	秋畑	R3.3.29	87	○	
103	入山	秋畑	R3.3.29	87	○	
104	荻の久保	秋畑	R3.3.29	87	○	
105	台持	秋畑	R3.3.29	87	○	
106	日向	国峰	R3.3.29	87	○	
384-1	城	国峰	R3.3.29	87	○	
384-2	粟の沢	秋畑	R3.3.29	87	○	
384-3	赤谷	秋畑	R3.3.29	87	○	
384-4	伏鹿	秋畑	R3.3.29	87	○	
384-5	芳の元	秋畑	R3.3.29	87	○	
384-6	沼	秋畑	R3.3.29	87	○	
384-7	赤谷戸	秋畑	R3.3.29	87	○	
384-8	梅の木入	秋畑	R3.3.29	87	○	
441	河振	秋畑	R3.3.29	87	○	
505	東梅ノ木平	秋畑	R3.3.29	87	○	
506	御宮沢	秋畑	R3.3.29	87	○	
507	板穴	秋畑	R3.3.29	87	○	
計					20	0

3-5 山地災害危険地区

(1) 山腹崩壊危険地区

地区 番号	地区名	危険度	位 置	
			大字	字
1	小平	C	秋畑	小平
2	北下沢	B	秋畑	北下沢
3	西梅木平	A	秋畑	西梅木平
4	入山	A	秋畑	入山
5	滝の沢	B	秋畑	滝の沢
6	沼	A	秋畑	沼
7	枇杷ノ沢	A	秋畑	枇杷ノ沢
8	萩ノ宮	B	善慶寺	萩ノ宮
9	入木屋	B	天引	入木屋
10	桑ノ木沢	B	秋畑	桑ノ木沢
11	裏根	A	秋畑	裏根
12	西萩	A	秋畑	西萩
13	戦場	A	秋畑	戦場
14	来波	A	秋畑	来波
15	出仁田	B	秋畑	出仁田
16	永洲	C	国峰	永洲
17	西大久保	A	秋畑	西大久保
18	欠下	A	小幡	欠下
19	向山	A	秋畑	向山
20	長巖寺	B	小幡	長巖寺
21	光善入	B	小幡	光善入
22	入木屋	B	天引	入木屋

(2) 地すべり危険地区

地区 番号	地区名	危険度	位 置	
			大字	字
1	城	B	国峰	城
2	栗の沢	A	秋畑	栗の沢
3	赤谷	A	秋畑	赤谷
4	伏鹿	C	秋畑	伏鹿
5	内久保	C	秋畑	内久保
6	来波	C	秋畑	来波

7	赤谷戸	A	秋畑	赤谷戸
8	梅ノ木入	A	秋畑	梅ノ木入
9	犬ノ沢	B	秋畑	犬ノ沢

(3) 崩壊土砂流出危険地区

地区 番号	地区名	危険度	位 置	
			大字	字
1	竹ノ内	A	国峯	竹ノ内
2	大光寺	A	国峯	大光寺
4	大光寺	A	国峯	大光寺
5	久保	B	天引	久保
6	大平	A	秋畑	大平
7	大平2	A	秋畑	大平2
8	ムカイ	A	轟	向井
9	小巻平	B	秋畑	小巻平
10	谷ノ口	A	秋畑	谷ノ口
11	赤谷戸	A	秋畑	赤谷戸
12	芳ノ沢	A	秋畑	芳ノ沢
13	クロモト	B	秋畑	黒本
14	梅ノ木入	A	秋畑	梅ノ木入
15	オクヤマ	B	秋畑	奥山
17	沼	A	秋畑	沼
18	日向	B	国峰	日向
19	梅ノ木入	B	秋畑	梅ノ木入
20	仙堂院	C	小幡	仙堂院
21	丸山	C	小幡	丸山
22	稲含2	B	秋畑	稲含2
23	八丁河原	B	秋畑	八丁河原
24	伏鹿	A	秋畑	伏鹿
25	赤谷	C	秋畑	赤谷
26	討出	B	秋畑	討出
42	光善入	C	小幡	光善入

3-6 災害危険区域に関する類似用語の説明

区分	用語	所管省庁	説明
土石流	砂防指定地	国土交通省	砂防法第2条の規定に基づき、砂防設備を要する土地又は治水砂防のために一定の行為を禁止若しくは制限すべき土地として、国土交通大臣が指定する土地。
	崩壊土砂流出危険地区	林野庁	山腹の崩壊等により発生した土砂、火山噴出物が土石流となって流出するおそれがある地区のうち、人家、公共施設等に被害が生ずるおそれがあるとして、地形等が林野庁の定めた基準に該当する地区。
地すべり	地すべり防止区域	国土交通省 農林水産省	地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条の規定に基づき、地すべりしている区域又は地すべりするおそれの極めて大きい区域であって、公共の利害に密接な関連を有するものとして、国土交通大臣又は農林水産大臣が指定する区域。
	地すべり危険地区	林野庁	地すべりが発生したか、又は発生するおそれがある地区のうち、人家、公共施設等に被害が生ずるおそれがあるとして、地形等が林野庁の定めた基準に該当する地区。
急傾斜地崩壊	急傾斜地崩壊危険区域	国土交通省	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条の規定に基づき、崩壊するおそれのある急傾斜地で、その崩壊により、相当数の居住者その他の者に危害が生ずるおそれのあるもの及びこれに隣接する土地のうち、当該急傾斜地の崩壊を防止するために一定の行為を制限すべき土地として、都道府県知事が指定する区域。
	山腹崩壊危険地区	林野庁	山腹の崩壊が発生したか、又は発生するおそれがある地区のうち、人家、公共施設等に被害が生ずるおそれがあるとして、地形等が林野庁の定めた基準に該当する地区。
土砂災害防止法	土砂災害警戒区域	国土交通省	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条の規定に基づき、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域として、都道府県知事が指定する区域。
	土砂災害特別警戒区域	国土交通省	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条の規定に基づき、警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造規制をすべき土地の区域として、都道府県知事が指定する区域。

4 災害対策関係

4-1 指定緊急避難場所及び指定避難所一覧表

番号	避難区域	名称	所在地	一時避難場所	緊急	指定	ペット同行	備考
1	小幡	第1区住民センター	小幡 43	○				
2		城町公会堂	小幡 668-1	○				
3		第3区住民センター	小幡 1325-4	○				
4		上野公民館	上野 242-2	○				
5		轟産業文化センター	轟 406-6	○				
6		国峰住民センター	国峰 1675	○				
7		第7区住民センター	善慶寺 1340	○				
8		下井公会堂	善慶寺 686-1	○				
9		小幡小学校*	小幡 846	○	○	○	○	【福祉避難所】
10		旧第二中学校体育館	小幡 684-1	○	○	○		
11		甘楽ふるさと館*	小幡 2014-1	○	○	○		【福祉避難所】
12		道の駅甘楽*	小幡 444-1	○				
13	秋畑	梅の木平住民センター	秋畑 1614-2	○				土砂災害に注意
14		第10区住民センター	秋畑 4447	○				
15		第11区住民センター	秋畑 5112-2	○				土砂災害に注意
16		第12区住民センター	秋畑 2634-2	○				土砂災害に注意
17		谷の口公会堂	秋畑 2994-14	○				土砂災害に注意
18		旧第13区住民センター	秋畑 2147-1	○				土砂災害に注意
19		旧第14区住民センター	秋畑 485-1	○				土砂災害に注意
20		旧秋畑小学校	秋畑 1553-1	○	○	○		
21		旧第三中学校体育館*	秋畑 2438-1	○	○	○		土砂災害に注意
22		秋畑地域交流センター*	秋畑 1539-2	○				土砂災害に注意
23	福島	第15区公会堂	福島 1132-5	○				
24		福島公会堂	福島 718-1	○				
25		第17区公会堂	福島 1155-1	○				
26		鹿島公民館	福島 532-1	○				
27		笹公会堂	小川 279-2	○				
28		笹森公会堂	福島 1583-1	○				
29		二日市公会堂	小川 692-2	○				
30		第21区区民センター	白倉 18-19	○				
31		福島小学校*	福島 939-1	○	○	○	○	【福祉避難所】
32		甘楽町図書館 ら・ら・かんら*	福島 1258-2	○	○	○		【福祉避難所】
33	新屋	新田公会堂	白倉 640-1	○				
34		本村公会堂	白倉 967-2	○				
35		第23区住民センター	白倉 2254-1	○				
36		第24区住民センター	天引 1169-1	○				
37		天引農村婦人の家	天引 649-2	○				
38		金井研修センター	金井 882-1	○				
39		造石公会堂	造石 185-1	○				
40		庭谷公会堂	庭谷 649	○				
41		新屋小学校*	天引 38-1	○	○	○	○	【福祉避難所】
42		白倉研修センター	白倉 618-1	○				
43		甘楽町文化会館*	白倉 1322-1	○	○	○		【福祉避難所】
44		甘楽町体育館*	白倉 1355	○	○	○		【福祉避難所】
45		多世代サポートセンター にこにこ甘楽*	白倉 1395-1	○	○	○		【福祉避難所】
46		甘楽中学校*	白倉 1411	○	○	○	○	【福祉避難所】
47		防災交流センター*	白倉 1411	○	○	○		【福祉避難所】

(注) *印：特設公衆電話設置(可能)施設 **緊急**：指定緊急避難場所 **指定**：指定避難所
一時避難場所：近所の人たちが集まって様子を見る場所、集団で避難するための身近な集合場所

4-2 防災関係機関連絡先

1 群馬県

機関名	所在地	防災担当部署	連絡先	
			電話	FAX
総務部危機管理課 総務部消防保安課	〒371-8570 前橋市大手町 1-1-1		027-226-2244 027-226-2241	027-221-0158
甘楽富岡振興局 富岡行政県税事務所	〒370-2454 富岡市田島 343-1	総務振興係	0274-62-9525	0274-63-5141
富岡土木事務所	〒370-2454 富岡市田島 343-1		0274-63-2255	0274-64-3524
群馬県警察本部	〒371-8580 前橋市大手町 1-1-1	警備部警備第二課 危機管理対策室	027-243-0110	
富岡警察署	〒370-2316 富岡市富岡 1198	警備課	0274-62-0110	

2 消防本部

機関名	所在地	防災担当部署	連絡先	
			電話	FAX
富岡甘楽広域市町村 圏振興整備組合 富岡甘楽広域消防本 部	〒370-2454 富岡市田島 26		0274-62-4325	0274-64-5665
		総務課	0274-62-4326	
		予防課	0274-62-4306	
		警防課	0274-62-4333	
富岡消防署	〒370-2454 富岡市田島 26		0274-62-4325	0274-64-5665
富岡消防署 甘楽分署	〒370-2211 甘楽町大字小川 328-1		0274-74-3139	0274-74-3139

3 指定地方行政機関

(*印は勤務時間外の連絡先)

機関名	所在地	防災担当部署	連絡先	
			電話	FAX
関東管区警察局	〒330-9726 さいたま市中央区新都心 2-1	広域調整部 広域調整第二課 *当直室	048-600-6000 内線 5541 048-600-6000	048-601-5022
関東総合通信局	〒102-8795 千代田区九段南 1-2-1	防災対策推進室	03-6238-1790	03-6238-1629
関東財務局	〒330-9716 さいたま市中央区新都心 1-1	総務部総務課	048-600-1078	048-600-1247
前橋財務事務所	〒371-0026 前橋市大手町 2-3-1	総務課 *総務課	027-221-4491 027-896-2001	027-224-4426
関東信越厚生局	〒330-9713 さいたま市中央区新都心 1-1	総務課	048-740-0711	048-601-1325
群馬労働局	〒371-8567 前橋市大手町 2-3-1	総務課	027-896-4732	027-896-2080
関東農政局	〒330-9722 さいたま市中央区新都心 2-	企画調整室	048-740-0464	048-600-0602

	1			
群馬県拠点	〒371-0025 前橋市紅雲町 1-2-2	地方参事官室	027-221-1181	027-221-7015
関東森林管理局	〒371-8508 前橋市岩神町 4-16-25	総務企画部 企画調整課	027-210-1150	—
関東経済産業局	〒330-9715 さいたま市中央区新都心 1-1	総務企画部総務課 危機管理・災害対策室	048-600-0211	048-601-1310
関東東北産業保安監督部	〒330-9715 さいたま市中央区新都心 1-1	管理課	048-600-0434	048-601-1279
関東地方整備局	〒330-9724 さいたま市中央区新都心 2-1	防災室	048-600-1333 内線 2165	048-600-1376
高崎河川国道事務所	〒370-0841 高崎市栄町 6-41	防災課	027-345-6044 内線 208	027-345-6094
		道路管理第二課	027-345-6043 内線 441	027-345-6093
		河川管理課	027-345-6041 内線 331・441	027-345-6091
		*情報連絡員	027-345-6070	027-345-6099
関東運輸局	〒231-8433 横浜市中区北仲通 5-57	総務部安全防災・危機管理課	045-211-7269	045-681-3328
群馬運輸支局	〒371-0007 前橋市上泉町 399-1	企画輸送監査	027-263-4440 ※がイダンス「5」	027-261-0032
東京航空局 (東京空港事務所)	〒144-0041 東京都大田区羽田空港 3-3-1	空港安全部空港危機管理課	03-5757-3020	03-5757-3040
東京管区气象台	〒204-8501 東京都清瀬市中清戸 3-235	総務部業務課	042-497-7208	042-495-3159
前橋地方气象台	〒371-0026 前橋市大手町 2-3-1	防災業務担当	027-896-1220	027-896-1164
関東地方測量部	〒102-0074 東京都千代田区九段南 1-1-15	防災課	03-5213-2054	03-5213-2077
北関東防衛局	〒330-9721 さいたま市中央区新都心 2-1	地方協力確保課	048-600-1844	048-600-1832
		*当直室	048-600-1800	048-600-1846

4 陸上自衛隊

(*印は勤務時間外の連絡先)

機関名	所在地	防災担当部署	連絡先	
			電話	FAX
第12旅団				
司令部	〒370-3503 北群馬郡榛東村大字新井 1017-2	第3部防衛班 *	0279-54-2011 内線 2286・ 2287 2208 (当直 長)	0279-54-2011 内線 2239
第12後方支援隊	〒370-1300 高崎市新町 1080	第3科	0274-42-1121 内線 229	0274-42-1121 内線 239

5 指定公共機関

機関名	所在地	防災担当部署	(*印は勤務時間外の連絡先) 連絡先	
			電話	FAX
日本郵便(株) (関東支社)	〒330-9797 さいたま市中央区新都心 3-1	経営管理本部総務部 危機管理担当	048-600-2032	048-767-6074
前橋中央郵便局	〒371-8799 前橋市城東町 1-6-5	総務部	027-234-5503	027-232-8957
N T T 東日本(株) (群馬支店)	〒370-0829 高崎市高松町 3	災害対策室 *災害対策室	027-321-5660 027-325-7999	027-330-3008
(株) N T T ドコモ (群馬支店)	〒370-0829 高崎市高松町 13	(株)ドコモCS 群馬支店 ネットワーク部エリア品質担当	027-393-6414	027-393-6423
日本銀行(前橋支店)	〒371-8640 前橋市大手町 2-6-14	総務課	027-225-1111	027-220-1025
日本赤十字社 (群馬県支部)	〒371-0833 前橋市光が丘町 32-10	事業推進課	027-254-3636	027-254-3637
群馬県赤十字血液センター	〒379-2154 前橋市天川大島町 2-31-13	総務課 *学術情報・供給課	027-224-2118 027-221-2555	027-221-4490 027-224-9522
日本放送協会 (前橋放送局)	〒371-8555 前橋市元総社町 189	経営管理企画センター *経営管理企画センター	027-251-1711 027-253-7631	027-253-0368
東日本高速道路(株) (関東支社)	〒330-0854 さいたま市大宮区桜木町1-11-20	管理事業統括課	048-631-0001	048-631-0002
高崎管理事務所	〒370-0015 高崎市島野町 831	管理担当課	027-353-0211	027-353-0924
独立行政法人水資源機構(本社)	〒330-6008 さいたま市中央区新都心 11-2	ダム事業部ダム管理課 水路事業部利水課	048-600-6543 048-600-6544	048-600-6540
国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構(本部)	〒263-8555 千葉県千葉市稲毛区穴川 4-9-1	高度被爆医療センター運営企画室 *	043-206-3115 080-1106-0994	043-206-4095
高崎量子応用研究所	〒370-1292 高崎市綿貫町 1233	管理部保安管理課 *正門警備詰所	027-346-9290 027-346-6698	027-346-9692 027-346-9668
東日本旅客鉄道(株) (高崎支社)	〒370-8543 高崎市栄町 6-26	鉄道事業部 安全企画ユニット	027-320-7126	027-320-7127
東京ガスネットワーク(株)(群馬導管・設備センター)	〒370-0045 高崎市東町 134-6	群馬導管・設備センター	027-322-0599	027-323-1913
日本通運(株) (群馬支店)	〒370-0849 高崎市八島町 58-1 5F	総務	027-395-7010	027-395-7201
東京電力パワーグリッド(株)(群馬総支社)	〒371-0023 前橋市本町 1-8-16	業務総括グループ *コンタクトセンター	027-898-4121 0120-995-007	027-225-1511

6 指定地方公共機関

(*印は勤務時間外の連絡先)

機関名	所在地	防災担当部署	連絡先	
			電話	FAX
(公社)群馬県医師会	〒371-0022 前橋市千代田町 1-7-4		027-231-5311	027-231-7667
(公社)群馬県歯科医師会	〒371-0847 前橋市大友町 1-5-17		027-252-0391	027-253-6407
(公社)群馬県看護協会	〒371-0007 前橋市上泉町 1858-7		027-269-5565	027-269-8601
(一社)群馬県LPガス協会	〒371-0854 前橋市大渡町 1-10-7		027-255-6121	027-280-6170
群馬県石油協同組合	〒371-0854 前橋市鳥羽町 35-5		027-251-1888	027-251-1771
上信電鉄(株)	〒370-0848 高崎市鶴見町 51	鉄道部	027-323-8073	027-323-8650
(一社)群馬県バス協会	〒379-2166 前橋市野中町 322-1		027-261-2072	027-212-0885
(一社)群馬県トラック協会	〒379-2194 前橋市野中町 322-1	総務部	027-261-0244	027-261-7576
群馬テレビ(株)	〒371-8548 前橋市上小出町 3-38-2	報道部	027-219-0007	027-232-0197
(株)エフエム群馬	〒371-0022 前橋市千代田町 2-3-1	報道部	027-230-1882	027-230-1903
(福)群馬県社会福祉協議会	〒371-8525 前橋市新前橋町 13-12		027-255-6033	027-255-6173
甘楽多野用水利地改良区	〒370-2343 富岡市七日市 729-1		0274-62-0226	0274-67-5519
鐺川土地改良区	〒370-2316 富岡市富岡 1726-1		0274-63-6393	0274-64-1394

4-3 災害備蓄品等備蓄状況

(令和7年9月1日現在)

品名		規格等	保管施設名	数量	合計	単位
食 品	乾燥米 (アルファ米)	五目ごはん、わかめごはん、ドライカレー、白がゆ、たけのこごはん、えびピラフ、きのこごはん	秋畑地域交流センター	100	4,950	食
			甘楽中学校防災倉庫	2,350		
			旧甘楽分署	2,500		
	飲料水	2ℓ	甘楽中学校防災倉庫	840	840	本
	飲料水 (かんらの天水)	500ml	秋畑地域交流センター	240	4,152	本
			甘楽中学校防災倉庫	1,200		
			ここにこ甘楽	2,352		
	給水袋	背負い式6ℓ	旧甘楽分署	200	300	個
			一般廃棄物最終処分場	100		
	物 品	大毛布		甘楽中学校防災倉庫	74	74
非常用毛布		3WAY毛布	秋畑地域交流センター	20	780	枚
			甘楽中学校防災倉庫	280		
			旧甘楽分署	480		
段ボールベッド		組立式	旧甘楽分署	33	83	組
			ここにこ甘楽	50		
災害用簡易トイレ		スケットトイレ・クリーンSH	旧甘楽分署	3,200	3,200	袋
簡易トイレ用便器		スケットトイレ用・クリーン用	旧甘楽分署	22	22	個
ブルーシート			(旧)秋畑小学校	30	137	枚
			旧甘楽分署	107		
サージカルマスク (大人)		M-95・フェイスロック	旧甘楽分署	30,000	30,000	枚
高性能マスク			旧甘楽分署	800	800	枚
フェイスシールド			旧甘楽分署	100	100	組
防刃手袋			甘楽町役場	20	20	双
軍手			甘楽町役場	120	120	双
ゴム手袋			甘楽町役場	20	20	双
ゴーグル			甘楽町役場	10	10	個
システム畳		軽量タイプ	秋畑地域交流センター	10	10	式
段ボール間仕切り		半畳×6枚	旧甘楽分署	54	92	組
			ここにこ甘楽	8		
	町内大規模避難所		30			
避難所間仕切り (4部屋セット)	4.2m×4.2m×1.8m	甘楽中学校防災倉庫	10	45	組	
		旧甘楽分署	13			
		町内大規模避難所	22			
アクリルパーテーション		ここにこ甘楽	10	90	枚	
		町内大規模避難所	80			
紙おむつ(大人用)	22枚入り	旧甘楽分署	24	24	パック	
紙おむつ(子ども用)	42枚入り	旧甘楽分署	16	16	パック	

機 具 等	生理用品		旧甘楽分署	10	10	パック
	弾性ストッキング		旧甘楽分署	55	55	足
	非接触型体温計		旧甘楽分署	41	41	個
	浄水機（造水機）	耐震性貯水槽設置場所に配備	小幡小学校防災倉庫	1	5	式
			甘楽総合公園防災倉庫	1		
			神明山防災広場	1		
			福島北防災広場	1		
			甘楽中学校防災倉庫	1		
	発電機	燃料：ガソリン、LPガス、カセットボンベ	小幡小学校防災倉庫	1	15	台
			福島北防災広場	1		
			甘楽中学校防災倉庫	5		
			旧甘楽分署	3		
			甘楽町役場	5		
	発電機	インバータ付	甘楽町役場	3	3	台
	給電器（パワームーバー）	4.5kw. AC100V. 3口	旧甘楽分署	2	2	台
	投光器		甘楽中学校防災倉庫	1	1	台
	蓄電池	容量 2400Wh	旧甘楽分署	3	3	台
災害用簡易トイレ	マンホールトイレ	福島北防災広場	4	4	式	
大型送風機		にこにこ甘楽	4	40	台	
		町内大規模避難所	36			
ストーブ	燃料：石油	甘楽中学校防災倉庫	22	23	台	
スコップ	剣型・平形	甘楽中学校防災倉庫	96	96	本	
チェーンソー		甘楽町役場	2	2	台	

4-4 気象警報・注意報の種類及び発表基準

(令和5年6月8日現在 前橋地方気象台)

種 類		発 表 基 準 (甘楽町)	
一般の 利用に 適合す もの	風 雪 注 意 報	平均風速がおおむね13m/sを超え、雪を伴い、被害が予想される場合。	
	強 風 注 意 報	平均風速がおおむね13m/sを超え、強風による被害が予想される場合。	
	大 雨 注 意 報	かなりの降雨により、被害が予想される場合。 雨量が次の基準に到達することが予想される場合。 ・表面雨量指数(※1)基準 10 ・土壌雨量指数(※2)基準 70	
	大 雪 注 意 報	大雪による被害が予想される場合。12時間の降雪の深さが平地で5cm、山地で5cmを超えると予想される場合。	
	低 温 注 意 報	夏期：低温のため、農作物に著しい被害が予想される場合。 冬期：最低気温が-6℃以下と予想される場合（前橋地方気象台の値）。	
	濃 霧 注 意 報	濃霧のため、交通機関等に著しい支障を及ぼすおそれのある場合。 視程が100m以下になると予想される場合。	
	雷 注 意 報	落雷等により被害が予想される場合	
	乾 燥 注 意 報	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合。 最小湿度が25%以下で、実効湿度が50%以下になると予想される場合（前橋地方気象台の値）。	
	な だ れ 注 意 報	なだれによる被害が予想される場合。 次の条件に該当する場合。 1. 積雪があって、24時間の降雪の深さが30cm以上のとき。 2. 積雪が50cm以上で、日平均気温が5℃以上、又は日降水量が15mm以上のとき。	
	着 氷 (雪) 注 意 報	着氷(雪)が著しく、通信線や送電線等に被害が予想される場合。	
	霜 注 意 報	早霜、晩霜等により、農作物に著しい被害が予想される場合。 早霜、晩霜期に最低気温が3℃以下と予想される場合。	
		地 面 現 象 注 意 報 (※3)	大雨、大雪等に伴い、山崩れ、地すべり等による被害が予想される場合。
	浸 水 注 意 報 (※3)	大雨、長雨、融雪等に伴い、低い土地、田畑等が浸水し、若しくは冠水し、又は下水道が溢水し、若しくは氾濫する等により、被害が予想される場合。	
	洪 水 注 意 報	大雨、長雨、融雪等に伴い河川の水が増し、河川の堤防、ダムに損傷を与える等により、被害が予想される場合。 雨量が次の基準に到達することが予想される場合。 ・流域雨量指数(※4)基準 鐺川流域=34.6、天引川流域4、白倉川流域4.7、雄川流域=9.9 ・複合基準 なし ・指定河川洪水予報による基準 なし	
水防活動 の利用に 適合す もの	水 防 活 動 用 大 雨 注 意 報(※5)	一般の利用に適合する大雨注意報と同じ。	
	水 防 活 動 用 洪 水 注 意 報(※5)	一般の利用に適合する洪水注意報と同じ。	
一 般 の 利 用 に 合 合	気 象 警 報	暴 風 警 報	平均風速がおおむね18m/sを超え、重大な被害が予想される場合。
		暴 風 雪 警 報	平均風速がおおむね18m/sを超え、雪を伴い、重大な被害が予想される場合。
		大 雨 警 報	大雨により重大な被害が予想される場合。 雨量が次の基準に到達することが予想される場合。 ・浸 水 害：表面雨量指数基準 15

		・土砂災害：土壌雨量指数基準 140
	大雪警報	大雪により重大な被害が予想される場合。12時間の降雪の深さが平地で20cm、山地で20cmを超えると予想される場合。
	地面現象警報(※3)	大雨、大雪等に伴い、山崩れ、地すべり等により重大な被害が予想される場合。
	浸水警報(※3)	大雨、長雨、融雪等に伴い、低い土地、田畑等が浸水し、若しくは冠水し、又は下水道が溢水し、若しくは氾濫等により、重大な被害が予想される場合。
	洪水警報	大雨、長雨、融雪等に伴い河川の水が増し、河川の堤防、ダムに損傷を与える等により、重大な被害が予想される場合。 雨量が次の基準に到達することが予想される場合。 ・流域雨量指数基準 鑓川流域=43.3、天引川流域5.7、白倉川流域6.8、 雄川流域=12.4 ・複合基準 なし ・指定河川洪水予報による基準 なし
水防活動の利用に適合するもの	水防活動用大雨警報(※5)	一般の利用に適合する大雨警報と同じ。
	水防活動用洪水警報(※5)	一般の利用に適合する洪水警報と同じ。
記録的短時間大雨情報		1時間雨量 100mm

- ※1 表面雨量指数とは、短時間強雨による浸水害の危険度の高まりを把握するための指標。降った雨が地中にしみ込まずに、地表面にどれだけ留まっているかを指数化したもの。
- ※2 土壌雨量指数とは、降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ貯まっているかを、これまでに降った雨（解析雨量）と今後数時間に降ると予想される雨（降水短時間予報）等の雨量データから「タンクモデル」という手法を用いて指数化したもの。地表面を1km四方の格子（メッシュ）に分けて、それぞれの格子で計算する。
- ※3 この注意報・警報は、標題を出さないで気象注意報・警報に含めて行う。
- ※4 流域雨量指数とは、河川の流域に降った雨水が、どれだけ下流の地域に影響を与えるかを、これまでに降った雨（解析雨量）と今後数時間に降ると予想される雨（降水短時間予報）から、流出過程と流下過程の計算によって指数化したもの。
- ※5 水防活動の利用に適合する注意報・警報は、一般の利用に適合する注意報・警報のうち水防に関するものを用いて行い、水防活動の語は使用しない。
- ※6 平坦地とは、概ね傾斜が30パーミル以下で、都市化率（ここでは、国土数値情報の土地利用情報に基づき、(建物用途+幹線交通用地) / (すべて一河川・湖沼・海浜・海水) として算出) が25パーセント以上の地域

《警報・注意報基準一覧表の解説》

- (1) 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は気象要素が本表の基準に達すると予想される当該市町村等に対して発表される。
- (2) 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報および記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。
- (3) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような状態がある程度長期間継続すると考えられ

る場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

4-5 消防団責任分担区域

(令和7年4月1日現在)

名称		責任者	団員	担当区域
第1分団	第1部	第1分団長	18人	小幡(1区)、善慶寺、国峰
	第2部		18人	小幡(2区、3区)、上野、轟
	第3部		12人	秋畑
第2分団	第1部	第2分団長	22人	福島、小川、白倉(大山)
	第2部		20人	白倉(大山以外)、天引
	第3部		20人	金井、造石、庭谷
交通指導隊		隊長	12人	町内全域

4-6 要配慮者利用施設

1 老人福祉施設

(令和7年4月1日現在)

施設の名称	所在地	電話	備考
特別養護老人ホーム シルク 特別養護老人ホーム シルク ゆにっと デイサービスセンター・シルク	白倉 1384-1	60-4151	
特別養護老人ホーム シルク・おばた ショートステイ シルク・おばた	善慶寺 1351	67-5533	
小規模多機能型居宅介護事業所 シルク・おばた	善慶寺 1362-1	67-7250	
社会福祉法人 甘楽町社会福祉協議会	白倉 1384-1	74-5700	
デイサービス もんれーぶ	小川 37-7	67-0555	
グループホーム こころ	白倉 557	74-4300	
グループホーム さら	白倉 831-58	67-5356	
グループホーム めぐみ	善慶寺 900-12	74-7708	
アットホーム尚久かんら	金井 279-1	67-5600	
アットホーム尚久かんら小幡	福島 1594-4	64-8500	
メリイホームかんら デイサービスメリイかんら	小幡 541-1	67-7691	
サービス付き高齢者向け住宅 さざんか デイサービスセンターさざんか	小幡 109-1	67-7155	
ふるさとホーム甘楽町 ケアステーションあさひ甘楽町(通所)	金井 57-1	67-7102	

2 障がい児（者）福祉施設

(令和7年4月1日現在)

施設の名称	所在地	電話	備考
甘楽町地域活動支援センター あゆみ	小幡 699	74-4454	
放課後等デイサービス カラフルふくしま	福島 28-4	67-5740	
放課後等デイサービス カラフルかんら	福島 972-20	67-7766	
放課後等デイサービス 双葉	福島 289-1	67-5177	
障がい者福祉サービス事業所 糸葉	福島 289-1	67-5177	
多機能型通所支援事業所 フォーシーズン	天引 193-2	67-1390	
就労継続支援 B 型 プレパレ	善慶寺 1415-4	67-5280	

3 保育園・認定こども園・学童クラブ・子ども教室

(令和7年4月1日現在)

施設の名称	所在地	電話	備考
公私連携型かんら保育園	白倉 1380-1	74-3172	
公私連携・幼保連携型認定こども園 めぶきの森かんら	小川 328-7	67-5135	
小幡学童保育所（小幡小学校内）	小幡 846	080- 1705- 5930	
福島学童保育所（福島小学校内）	福島 939-1	080- 1705- 5909	
新屋学童保育所	天引 26	080- 1705- 5927	
小幡放課後子ども教室（小幡小学校内）	小幡 846	080- 1705- 5930	

福島放課後子ども教室（福島小学校内）	福島 939-1	080- 1705- 5909	
新屋放課後子ども教室	天引 26	080- 1705- 5927	

4 医療等提供施設

（令和7年4月1日現在）

施設の名称	所在地	電話	備考
小幡医院	小幡 966	74-2018	
小幡医院分院（秋畑地域交流センター）	秋畑 1539-2	74-9007	土砂災害警戒区域
篠原整形外科医院	福島 1151	74-2227	
原医院	金井 453	74-5656	
奥村クリニック	福島 750-2	74-7182	
こがはらクリニック	白倉 622-1	70-4066	
安藤医院	福島 110-5	74-7717	
もみの木こどもクリニック	福島 818-4	67-1040	
とみおか心療クリニック	福島 775-1	67-7830	
萩原歯科医院	上野 3073-1	74-3735	
大貫歯科医院	善慶寺 1353-2	74-6480	
上條歯科医院	金井 437	74-6430	
かんら歯科医院	善慶寺 1195-1	74-6556	
きたはら歯科医院	福島 1337-1	74-6487	
ふくしま町歯科クリニック	福島 818-1	74-7451	
カズデンタルオフィス	小幡 175-1	67-7874	
原歯科医院	金井 76-1	67-7768	
中村接骨院	福島 1250-4	74-6200	
気風舎鍼灸接骨院	小川 692-1	74-3733	

ほりぐちはり・きゅう接骨院	福島 1712-1	67-5329	
いいつか治療院	造石 222-19	74-5977	

4-7 ヘリポート予定地

(令和7年4月1日現在)

名称	所在地	面積	備考
甘楽中学校	甘楽町白倉 1411	150 m× 100m	
甘楽総合公園	甘楽町小幡 1343	30,000 m ²	
琴平山運動公園	甘楽町秋畑 1414	5,695 m ²	
福島河川緑地広場	甘楽町福島	57,526 m ²	
甘楽町陸上競技場	甘楽町白倉 1326	36,930 m ²	

4-8 緊急輸送道路

(令和7年4月1日現在)

指定区分	種別	路線名	管理者	備考
群馬県	高速道路	上信越自動車道	東日本高速道路(株)	
	国道	国道 254 号	群馬県	
	主要地方道	富岡神流	群馬県	
	一般県道	下高尾小幡	群馬県	

4-9 輸送拠点

(令和7年4月1日現在)

名称	所在地	備考
甘楽中学校	甘楽町大字白倉 1411	
甘楽町陸上競技場	甘楽町大字白倉 1326	

4-10 応急仮設住宅設置予定地

(令和7年4月1日現在)

名称	所在地	敷地面積(m ²)	戸数	備考
甘楽総合公園	甘楽町大字小幡 1343 他	17,000	148	
琴平山運動公園	甘楽町大字秋畑 1430 他	2,000	30	
甘楽町陸上競技場	甘楽町大字白倉 1326 他	9,000	70	

4-11 災害廃棄物仮置場候補地

(令和7年4月1日現在)

名称	所在地	備考
甘楽町文化会館西側駐車場	甘楽町大字白倉 1322-1	
旧甘楽第二中学校校庭	甘楽町大字小幡 684-1	

4-12 甘楽町災害時要支援者避難支援プラン（全体計画）

1. 基本的な考え方

(1) 計画の目的

近年、全国的に多発した自然災害における犠牲者の多くが高齢者であり、災害時に自力で避難することが困難な方（「避難行動要支援者」という。以下「要支援者」と略す。）に対する支援が防災対策上の喫緊の課題となっている。

このため、高齢者や障がい者など災害時の避難にあたって支援が必要となる人を特定し、その一人ひとりについて、災害時に誰が支援して、どこかの避難所等に避難させるかを定める「災害時避難行動要支援者避難支援プラン」（以下「避難支援プラン」と略す。）を策定（R7修正）する。

この計画は、災害発生時における要支援者への支援を適切かつ円滑に実施するため、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（H28.8 内閣府）」を踏まえ、本町における要支援者の避難支援対策について、その基本的な考え方や進め方を明らかにしたものであり、要支援者の自助・地域（近隣）の共助を基本として、要支援者への情報伝達体制や避難支援体制の整備を図ることにより、もって地域の防災体制を強化することを目的とする。

(2) 計画の位置づけ

避難支援プランは、要支援者対策を具体化し、支援体制の整備を図るための対応マニュアルとして位置付けるものである。

避難支援プランは、支援に関する概要を示した「全体計画」と、要支援者一人ひとりに対する避難支援者、避難先、避難方法等を記載した「個別計画」（名簿・台帳）で構成する。

今後、町は計画を実効性のあるものとするために、自主防災組織などの組織率を向上させるとともに、随時、関係機関等で内容を検討し、必要に応じて見直しを行っていくものとする。

(3) 自助・共助・公助の役割分担

災害発生時に最も重要となるのは、自ら身を守る「自助」であり、このことは要支援者及びその家族にもあてはまるものである。

しかし、要支援者は、その身体的特性等から「自助」が困難である場合が想定されることから、要支援者支援においては、自治会や自主防災組織、近隣住民等の地域における支援活動（「共助」）が特に重要となる。

よって、要支援者支援については、「自助」及び近隣の「共助」による支援のあり方、並びに「自助」・「共助」では必要な支援が受けられない場合における「公助」による支援のあり方についての検討を進める。

2. 避難支援プランの対象者の考え方

(1) 対象者の範囲

本町における避難支援プラン(個別計画)の対象者となる要支援者とは、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々をいい、一般に高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊婦等がその対象の範囲と考えられる。

しかしながら、要支援者すべてに対して、避難支援プランを作成することが理想であるが、対象者が広範囲になることによって、その特定や現実的な対応が困難になることが予想されるため、当町における避難支援プラン(個別計画)の対象者となる要支援者の範囲は、次の方々のうち、直接的な支援が必要であり、在宅かつ家族による避難支援が困難な方を対象者とする。

- | |
|------------------------|
| ① 介護保険における要介護者(要介護3以上) |
| ② 身体障がい者(身体障がい1・2級) |
| ③ 知的障がい者(療養手帳A) |
| ④ 精神障がい者(精神保健福祉手帳1級) |
| ⑤ 難病患者 |
| ⑥ 一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯の者 |
| ⑦ その他町長が認める者 |

なお、避難支援プラン(個別計画)の策定にあたっては、支援すべき要支援者の優先度を検討し、災害危険地域など被災リスクの高い地域や孤立の恐れのある地域の者を重点的・優先的に進めるものとする。

(2) 特徴把握の必要性

要支援者には、様々なハンディキャップを抱えた人が含まれていることから、その支援を的確かつ有効に行うためには、対象者の一人ひとりに対する個別的、具体的な対応が必要である。

このため、個人情報の取り扱いに十分配慮した上で、要支援者一人ひとりに関する各種状況及びそれに付随する関連情報を的確に把握するとともに、把握した情報に基づく要支援者ごとの特性に配慮した支援内容を作成するものとする。

3. 要支援者情報の収集・共有方法

(1) 要支援者の把握

災害発生時において、要支援者の避難誘導や安否の確認、また避難所等での生活支援を的確に行うためには、要支援者の把握と地元行政区や自主防災組織、民生委員・児童委員等の関係者間での情報共有が必要であり、日ごろから要支援者の居住地や生活状況等を把握し、災害時には、これらの情報を迅速に活用できるよう名簿(リスト)等を作成しておくことが重要である。

なお、これらの情報を災害時以外に庁内や関係者間で共有する場合には、甘楽町個人情報保護審査会の意見を聴いて行うものとする。

災害時の避難などについて、町は次に掲げる通常業務等を通じて、要支援者情報の把握に努めるものとする。

- ① 要介護者の情報に関しては、要介護認定情報等により把握する
- ② 障がい者の情報に関しては、各種障がい者手帳台帳における情報、障がい程度区分情報等により把握する
- ③ 一人暮らしの高齢者世帯などの情報に関しては、一人暮らし高齢者基礎調査を活用する等により把握する
- ④ 民生委員・児童委員等からの情報収集により把握する
- ⑤ 福祉団体、国際交流団体などの関係者からの情報収集により把握する

(2) 要支援者情報の収集

避難支援プランを策定し、避難支援体制の整備を進めていくためには、平常時からの要支援者情報の収集・共有が不可欠である。このため、上記により要支援者の把握をするほか、次に示す三つの方式による取り組みを進める。

< I 関係機関共有方式 >

要支援者本人から同意を得ずに、平常時から福祉関係部局等が保有する要支援者情報等を防災関係部局、自主防災組織、民生委員・児童委員などの関係機関等で共有する方式。

町は、福祉関係部局等が把握している要支援者に関する上記の情報について、甘楽町個人情報保護条例の規定に基づき、関係部局での共有に努めるとともに、住所や氏名等の基本的な情報については、自主防災組織、民生委員・児童委員等に対して、個人情報保護審査会への諮問・了承を経て、当該情報の提供を行うものとする。

なお、要支援者リストの整備や避難支援プラン(個別計画)の策定にあたっては、これらの基本的な情報に加え、さらに詳細な情報を把握する必要がある場合には、要支援者本人の同意を得ながら収集するものとする。

自主防災組織等に要支援者に関する情報を提供する場合については、誓約書等の提出により守秘義務を確保するとともに、研修会の実施などにより、その周知を図る。

< II 手上げ方式 >

要支援者登録制度について広報・周知した後、自ら要支援者リスト等への登録を希望した者の情報を収集する方式。

要支援者の該当者で、災害時の避難支援を希望し、平常時から地元行政区や自主防災組織、民生委員・児童委員などの避難支援者等に対して、個人情報を開示することに同意する者は、登録申請書に必要事項を記入し、町長に提出するものとする。当該記載事項に変更が生じた場合も同様とする。

◆具体的な取り組み方法

① 制度の広報・周知

広報誌、ホームページ等により、要支援者登録制度の周知を図る。

② 手上げ者の制度登録

制度登録の意思を示した者に対して、個別訪問等により本人の生活実態を調査し、支援の必要性を検討する。

実態調査の結果、要支援者に該当する者には、避難支援の仕組みを説明し、個人情報を避難支援関係者(避難支援者、民生委員・児童委員、自主防災組織等)に提供することについて確認する。同意者については、支援制度への登録手続きを取る。

③ 避難支援プラン(個別計画)の作成・共有・管理

登録手続きの際に、避難支援関係者の協力を得ながら、要支援者一人ひとりが複数の避難支援者を定め、避難場所及び避難経路などを整理した上で、登録届を「避難支援プラン(個別計画)」として取りまとめる。

記載内容は、別添「甘楽町災害時要支援者避難支援制度登録届」のとおり。

避難支援プラン(個別計画)は、町関係部局及び避難支援関係者間で共有・管理する。

④ 避難支援プラン(個別計画)の追加・更新等

適宜、関係者の届出により最新の情報に更新するとともに、年1回は新規要支援者の追加等の更新を行う。

< Ⅲ 同意方式 >

自主防災組織、民生委員・児童委員等は、地域において支援が必要な人を把握し、要支援者リストへの登録を直接働きかける方式。

登録に際しては、手上げ方式と同様に個人情報を開示することについて、要支援者から同意を得る。

◆具体的な取り組み方法

① 対象予定者の把握

関係部局の要支援者情報を収集し、要支援者リストを作成する。

② 実態調査及び同意確認

要支援者リストに基づき、民生委員・児童委員が対象予定者を個別訪問し、面接により生活実態等の調査を実施する。

実態調査の結果、要支援者に該当する者には、避難支援の仕組みを説明し、個人情報を避難支援関係者(避難支援者、民生委員・児童委員、自主防災組織等)に提供することについての同意を確認する。

同意者については、支援制度への登録手続きをとる。

不同意者については、別に台帳を(不同意リスト)を作成し、町関係部局のみで共有するとともに、災害時には当該情報を安否確認等に利用する。

③ 避難支援プラン(個別計画)の作成・共有・管理

同意者からの登録手続きの際に、避難支援関係者の協力を得ながら、要支援者一人ひとりが複数の避難支援者を定め、避難場所及び避難経路などを整理した上で、登録届を「避難支援プラン(個別計画)」として取りまとめる。

記載内容は、別添「甘楽町災害時要支援者避難支援制度登録届」のとおり。
避難支援プラン(個別計画)は、町関係部局及び避難支援関係者間で共有・管理する。

④ 避難支援プラン(個別計画)の追加・更新等

適宜、関係者の届出により最新の情報に更新するとともに、年1回は新規要支援者の追加等の更新を行う。

いずれの方式も単独での実施のみでは、避難支援プランの策定内容が不十分になることも考えられることから、いくつかの方式を組み合わせることも考慮する。

<補足>

- ・ 要支援者情報の収集・共有に関しては、まず、関係機関共有方式により、対象とする要支援者の情報を共有し、その後、避難支援プランを策定するために必要な情報をきめ細かく把握するために、同意方式により本人から確認しつつ進めることが望ましい。
- ・ 要支援者情報を把握する場合においては、上記の(1)、(2)、(3)の方式を単独で行うだけでなく、手上げ方式と同意方式の併用(手上げ方式で広く登録を呼びかけるとともに、自主防災組織等において支援が必要と考えられる人に直接働きかける)などの方法も考慮する。

4. 避難支援体制

(1) 災害時要支援者支援チームの設置

役場内に、情報の共有、避難支援プランの策定、要支援者に対する情報伝達及び避難支援を的確に進めるため、横断的組織として「災害時要支援者支援チーム」を設ける。

支援チームの位置づけ、構成及び業務は以下のとおりとする。

① 位置づけ

平常時は、防災担当部局(防災担当)や福祉担当部局(福祉・介護担当)等による横断的なプロジェクトチームとする。災害時は、災害対策本部の救護衛生班に設置する。

② 構成

平常時は、班長(福祉担当係長・介護担当係長)、班員(福祉担当者、介護担当者等)で構成する。

避難支援体制の整備に関する取り組みを進めていくにあたっては、社会福祉協議会、自主防災組織等の関係者の参加を得ながら進める。

災害時は、基本的に福祉・介護担当課長、福祉・介護担当者で構成する。

③ 業務

平常時：要支援者情報の共有化、避難支援プランの策定、要支援者参加型の防災訓練の計画・実施、広報等。

災害時：避難準備情報等の伝達業務、避難誘導、安否確認・避難状況の把握、避難所の要支援者サポーター(仮称)等との連携・情報共有等。

(2) 関係機関との連携

町は、自治会組織、自主防災組織、消防団、福祉関係者と連携し、個々の要支援者に対応する避難支援者を明確化するものとする。

避難支援者は、要支援者本人の意向を極力尊重した上で、原則として、自主防災組織、民生委員・児童委員やボランティア等の構成員から複数名選出する。

(3) 避難支援者の選定

災害時の緊急性を考慮すると、避難支援者は要支援者の近隣に居住していることが望ましいため、要支援者本人や家族の希望を尊重しながら、民生委員・児童委員の協力を得て、避難支援者を選定する必要がある。

避難支援者の選定にあたっては、要支援者に対し、要支援者の支援は避難支援者の任意の協力により、行われるものであることや避難支援者の不在や被災などにより、要支援者の支援が困難となる場合もあり、要支援者の自助が必要不可欠であることについて、十分に周知することとする。

さらに、要支援者の支援体制を整備するにあたっては、地域において要支援者支援に関する人材を育成し、避難支援者を増やしていくこととする。

5. 避難情報の発令・伝達方法

災害発生または発生の恐れのある場合は、避難情報を発令する判断基準を明確化するものとし、判断基準は、災害ごと、具体的な地域ごとに留意すべき事項を個別具体的に定めるものとする。

情報伝達は、下記によって行う。

(1) 情報伝達ルート

避難準備情報等については、要支援者及び避難支援者等へ直接伝達する必要がある。

そのため、災害時要支援者支援チームは、平常時から要支援者と接している民生委員・児童委員、社会福祉協議会等の福祉関係者と連携を図り、各団体のネットワークを情報伝達に活用し、要支援者及び避難支援者に対し、確実に情報伝達する体制を整備するものとする。

なお、緊急の場合や適切な情報伝達手段がない場合には、避難支援者等が要支援者宅を直接訪問して、避難準備情報等を伝えることも考慮する。

(2) 情報伝達手段

情報の伝達手段は、障がいの状況に応じて、次の手段についても活用を検討する。

- 聴覚障がい者：インターネット(電子メール、携帯メール等)、テレビ放送、FAX
- 視覚障がい者：防災行政無線個別受信機、携帯電話(受信メールを読みあげる機能付き)
- 肢体不自由者：フリーハンド用機器を備えた携帯電話 等

(3) 避難情報の発令と発令時の状況等

避難指示等に係る「発令者」、「措置」及び「発令する場合」は、表1のとおりとする。
また、避難指示等の警戒レベル及び避難指示等により立ち退き避難が必要な住民がとるべき行動は表2のとおりとする。

表1

	発令者	措置	発令する場合
高齢者等避難	町長 (災害対策基本法第56条)	<ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者の避難開始 ・一般住民の避難準備 	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められるとき。
避難指示	知事及びその命を受けた職員又は水防管理者 (水防法第29条)	<ul style="list-style-type: none"> ・立退きの指示 	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。
	知事及びその命を受けた職員 (地すべり等防止法第25条)	<ul style="list-style-type: none"> ・立退きの指示 	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。
	町長又は知事 (災害対策基本法第60条)	<ul style="list-style-type: none"> ・立退きの指示 ・立退き先の指示 ・屋内安全確保の指示 	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められるとき。 知事は、町長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。
	警察官 (災害対策基本法第61条)	<ul style="list-style-type: none"> ・立退きの指示 ・立退き先の指示 	町長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は町長から要求があったとき。
	警察官 (警察官職務執行法第4条)	<ul style="list-style-type: none"> ・避難の指示 	天災、事変、工作物の損壊等により、人の生命、身体、財産が危険又は重大な損害を被る事態において、特に急を要するとき。
	自衛官 (自衛隊法第94条)	<ul style="list-style-type: none"> ・避難の指示 	天災、事変、工作物の損壊等により、人の生命、身体、財

			産が危険又は重大な損害を被る事態において、特に急を要する場合で、警察官がその場にいないとき。
緊急安全確保	町長又は知事 (災害対策基本法第 60 条)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 立退きの指示 ・ 立退き先の指示 ・ 緊急安全確保措置の指示 	災害が発生し、又は切迫している場合において、特に必要があると認められるとき。知事は、町長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。

表 2

避難情報等	居住者等がとるべき行動等
【警戒レベル 5】 緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ● 居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！ <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。
【警戒レベル 4】 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ● 発令される状況：災害のおそれ高い ● 居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 <ul style="list-style-type: none"> ・ 危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
【警戒レベル 3】 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ● 発令される状況：災害のおそれあり ● 居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者 ・ 高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。

6. 防災マップ等の整備・活用

町は防災マップ(土砂災害ハザードマップ)等を作成し、住民に活用されるよう各世帯への直接配付や転入者に対する窓口での配布に努めるものとする。

また、各種マップを用いて要支援者関連施設の位置や避難場所、施設への情報伝達方法、避難経路等を平時から確認するよう、説明会などを通じて住民への周知に努めるとともに、特に要支援者を支援する人などへの周知を徹底し、地域防災に関する意識向上を図るものとする。

あわせて、消防、警察、自主防災組織、避難支援者等と平時から災害時に避難支援を必要とする在宅の要支援者に関する情報を共有し、これら情報を各種マップを組み合わせ、円滑に

避難支援を実施できる体制を構築するものとする。

さらに、防災訓練を行うことにより、避難場所や避難経路の確認等を行い、洪水、土砂災害に備えるものとする。

7. 安否確認

(1) 安否確認の方法

要支援者の安否確認については、町は次のような手段を講じて行うこととし、地元行政区や自主防災組織、地域包括支援センター等の福祉関係機関・団体のネットワークを活用するとともに、避難支援者からの情報も集約するなど、確実に安否確認ができる体制を整備するものとする。

確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 避難者名簿 ▪ 民生・児童委員の調査に基づく報告 ▪ 障がい者団体、福祉関係団体等の調査に基づく報告 ▪ 自主防災組織の調査に基づく報告 ▪ 庁内関係部署の調査に基づく報告 ▪ その他関係機関の調査に基づく報告
------	--

(2) 安否情報窓口の設置

町は、関係機関や避難支援者による安否確認、安否情報の集約、要支援者に係る問い合わせ等に一元的に対応するため、災害時の救護衛生班に安否情報窓口を設置する。

8. 避難誘導の手段・経路等

風水害等の災害が発生するおそれがあるため、避難準備情報等を発令した場合は、町と地域住民等が連携し、避難支援プラン(個別計画)に基づき、避難誘導を行う。

そのため、平時から、避難所配置職員の役割分担を明確にするるとともに、町、消防本部、消防団、自主防災組織等の役割分担を明確にしつつ、連携して対応する。

また、要支援者自身も、平時に自宅から避難場所等まで、実際に避難支援者とともに移動してみるなど、避難経路を確認しておくよう努めるものとする。

なお、避難経路の選定にあたっては、地震の際に家屋倒壊の恐れのある場所や洪水初期の浸水予想箇所などの危険な箇所を避け、要支援者の避難・搬送形態を考慮した浸水時にも機能する避難経路を優先的に選定するなど、安全な避難の確保に努めるものとする。

9. 避難所における支援方法

(1) 避難所における支援対策

避難所においては、要支援者の避難状況に応じて、障がい者用トイレ、スロープ等の段差解消設備を仮設する。特に体育館等が避難所で避難が長期化する場合は、畳・マットを敷く、プライバシー確保のための間仕切り用パーテーションを設けることや冷暖房機器等の増設など環境の整

備に努める。

これらの、環境整備に必要な設備については、備蓄で対応するほか、関係団体、事業者との事前協定を締結するなどにより、通常時から対応等を講じておくものとする。

避難所には、要支援者の要望を把握するため、救護衛生班が中心になり、自主防災組織や福祉関係者、そして避難支援者の協力を得て、要支援者用相談窓口を設ける。

避難生活が長期化する場合は、高齢者、障がい者等の心身の健康管理や生活リズムを取り戻す取り組みが重要であるので、保健師等による健康相談、二次的健康被害(エコミークラス症候群、生活不活発病等)の予防、こころのケア等、福祉関係職員による相談等の必要な生活支援を必要に応じて、実施するとともに、災害時要支援者の状況に応じて、一般避難所から福祉避難所への移動や社会福祉施設への緊急入所、病院への入院等の手続きを行う。

なお、発災後、速やかな対応をとるために、予め、関係団体、事業者等との協定を結ぶなど、通常時から役割分担を明確にしておくものとする。

避難所における情報提供は被災者にとって大変重要なものであるため、特に視覚障がい者や聴覚障がい者等に対する伝達方法については、特段の配慮を行うものとする。

(2) 福祉避難所の指定

町は、要支援者が相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を予め指定するよう努めるものとする。

指定にあたっては、把握した要支援者情報をもとに、福祉避難所への避難が必要な者の状況等を把握し、災害時に必要数を確保できるよう、施設管理者との協議に努める。

福祉避難所として、指定する施設は、原則として耐震を備え、バリアフリー化されているなど、要支援者の利用に適しており、かつ、生活相談職員等の確保が比較的容易である甘楽町総合福祉センター等の既存施設を活用する。

福祉避難所を指定した場合は、その所在や避難方法などについて、要支援者を含む地域住民に周知するとともに、町内の福祉関係者(施設)の理解・協力を得るものとする。

10. 要支援者避難訓練の実施

要支援者の避難を迅速かつ適切に行うためには、要支援者と避難支援者との信頼関係が不可欠であることから、消防団、自主防災組織等は、普段から防災活動だけでなく、声かけや見守り活動等、地域における各種活動との連携を深めることが重要である。

また、在宅の要支援者を適切に安全な場所へ避難誘導するためには、平常時から避難支援者を中心とした近隣のネットワークづくりを進め、地域住民の協力関係を作ることが重要である。

このため、地元行政区や自主防災組織、福祉関係者と連携し、要支援者や避難支援者とともに、要支援者の避難計画の作成や避難訓練の実施等を行うことにより、支援体制の充実を図るものとする。

避難訓練には、地域住民や要支援者、避難支援者が積極的に参加し、要支援者の居住情報を共有し、災害準備情報等の伝達の確認、具体的な避難支援方策の検証や障害物の確認

等を行うことにより、地域全体の防災意識の向上が図られる。

具体的には、要支援者に対する情報伝達や避難支援、福祉避難所設置運営訓練などの訓練を行うものとする。

11. 避難支援プラン(個別計画)の策定の進め方

災害が発生し又はその恐れが高まったときに、要支援者の避難誘導等を迅速かつ適切に実施するためには、あらかじめ、災害時要支援者一人ひとりについて、誰が支援して、どこに避難所等に避難させるかを定めておくことが必要である。

このため、自主防災組織、民生委員・児童委員等の協力を得ながら、避難支援プラン(個別計画)を策定する。

(1) 個別計画の策定方法

個別計画の策定にあたっては、個人情報保護条例の規定に基づき、町は自主防災組織の実際に避難支援に携わる関係者と要支援者に関する基本的な情報(住所や氏名など)を共有した上で、これら関係者が中心となって、要支援者本人と避難支援者、避難場所、避難経路、避難方法、情報伝達方法等について、具体的に話し合いながら作成する。

なお、避難支援者については、消防団、自主防災組織、民生委員・児童委員などの話し合いなどで、あらかじめ要支援者に紹介できる候補者を定めるとともに、避難支援者自身の不在や被災も考慮し、複数の支援者を決めておくものとする。

(2) 守秘義務の確保

個別計画は、要支援者本人、その家族及び町の必要最小限の関係課のほか、避難支援者等の要支援者本人が同意した者に配布する。その際には、誓約書等の提出により、守秘義務を確保する。

(3) 個別計画の更新

個別計画は、一人ひとりの要支援者を対象としていることから、要支援者の個人情報が多く含まれている。したがって、上記(2)のとおり、その保護に留意する。

また、災害時に迅速かつ適切な避難を行うため、情報の更新を定期的に行うものとする。

具体的には、個別計画の内容に変更が生じた場合や本人等からの変更の申請があった場合は、その都度速やかに更新する。その他の場合は、避難支援者等の協力を得て更新を行う。

(4) 個別計画の管理

個別計画の内容は、配布先として(1)に列記した者以外が閲覧することのないようにするとともに、あわせて、災害発生時の緊急の閲覧に支障をきたさないように留意する。

個別計画を電子情報で保管する場合は、パスワード等を使用して管理し、紙媒体で保管する場合には、施錠付きの保管庫に保管する等、情報管理に十分配慮する。

5 通信関係

5-1 防災行政無線一覧表

【固定系】

(令和7年4月1日現在)

施設名		局名		設置場所		備考		
固定局	基地局	ぼうさいかんら		甘楽町役場（小幡 161-1）		65.62625 MHz 5.0W		
				消防本部（富岡市田島 26）		遠隔制御装置		
				防災交流センター（白倉 1411）		遠隔制御装置		
屋外拡声子局	0号	甘楽町役場	13号	川久保	25号	殿町	38号	新屋小
	1号	小幡下町	14号	（旧）秋畑小	26号	鹿島	39号	金井上
	2号	城町	15号	内久保	27号	笹浦	40号	権現堂
	3号	城南	16号	来波	28号	笹森	41号	金井下
	4号	崇福寺	17号	板穴	29号	二日町	42号	造石
	5号	上野	18号	那須平	30号	大山	43号	庭谷
	6号	畑中	19号	大入	31号	新田	44号	中町
	7号	轟	20号	谷ノ口	32号	白倉本村	45号	菜園
	8号	恩田	21-1号	赤谷平	33号	白倉原	46号	浦畑
	9号	中組	21-2号	赤谷	34号	引田	47号	甘楽ふるさと館
	10号	善慶寺原	22号	峰	35号	久保	48号	ふれいあいの丘
	11号	西川	23号	裏根	36号	田口	49号	甘楽PA
	12号	下井	24号	福島小	37号	天引本村	50号	秋畑
	戸別受信機					959台		

【移動系】

(令和7年4月1日現在)

施設名		設置場所		台数	
陸上移動局	携帯型無線機	総務課（小幡 161-1）		5	
		消防団第1分団第1部詰所（善慶寺 618-3）		2	
		消防団第1分団第2部詰所（小幡 1415-2）		2	
		消防団第1分団第3部詰所（秋幡 1508-5）		2	
		消防団第2分団第1部詰所（福島 1263-1）		2	
		消防団第2分団第2部詰所（白倉 985-1）		2	
		消防団第2分団第3部詰所（金井 484-4）		2	
	車載型無線機	総務課（赤パジャエロ）		1	
		総務課（軽消防車）		1	
		消防団第1分団第1部		1	

		消防団第1分団第2部	1
		消防団第1分団第3部	1
		消防団第2分団第1部	1
		消防団第2分団第2部	1
		消防団第2分団第3部	1

5-2 災害時優先電話

NTT東日本（株） 群馬支店

施設名	回線数	備考
甘楽町役場	4	本庁舎
地域コミュニティ施設	1	秋畑地区
水道施設	2	
小学校	3	
中学校	1	

※災害時優先電話は発信のみ優先扱いとなり、着信については一般電話と同じです。

6 様式関係

6-1 風水害・地震災害等報告様式

第4号様式（その1）											
(災害概況即報)					報告日時		年 月 日 時 分				
					都道府県						
消防庁受信者氏名					報告者名						
					市町村 (消防本部名)						
災害名					(第 報)		報告者名				
災害の概況	発生場所				発生日時		月 日 時 分				
被害の状況	人的被害	死者	人	重傷	人	住宅被害	全壊	棟	床上浸水	棟	
		うち 災害関連死	人				半壊	棟	床下浸水	棟	
		不明	人	軽傷	人		一部破損	棟	未分類	棟	
	119番通報の件数										
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)			(市町村)					
	消防機関等の活動状況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)								
	自衛隊派遣要請の状況		その他都道府県又は市町村が講じた応急対策								
(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）											

都道府県	災害名・報告番号	報告者名	死者	うち災害関連死者	行方不明者	重傷者	軽傷者	壊	壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	公共建物	その他
			人的被害	住家被害				非住宅						

6-2 救急・救助事故報告様式

第3号様式 (救急・救助事故・武力攻撃災害等)		第 報	
報告日時		年 月 日 時 分	
都道府県			
報告者氏名			
報告日時		年 月 日 時 分	
市町村 (消防本部名)			
消防庁受信者氏名		報告者氏名	
事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態における災害		
発生場所			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法	
事故等の概要			
死 傷 者	死者(性別・年齢) 計 人 不明 人	負傷者等 (人) (人) } 重症 人 (人) } 中等症 人 (人) } 軽症 人	
救助活動の要否			
要救護者数(見込)		救助人員	
消防・救急・救助 活動状況			
災害対策本部 等の設置状況			

その他参考事項

(注) 負傷者欄の()書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

6-3 火災報告様式

第1号様式 (火災)		第 報	
		報告日時	年 月 日 時 分
		都道府県	
		報告者氏名	
		報告日時	年 月 日 時 分
消防庁受信者氏名		都道府県市町村 (消防本部名)	
※ 特定の事故を除く。		報告者氏名	
火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他		
出火場所			
出火日時 (覚知日時)	(月 日 時 分)	(鎮圧日時) 鎮火日時	(月 日 時 分)
火元の業態・用途	事業所名 (代表者氏名)		
出火箇所	出火原因		
死傷者	死者(性別・年齢)	人	死者の生じた理由
	負傷者 重症 中等症 軽症	人 人 人	
建物の概要	構造	建築面積	m ²
	階層	延べ面積	m ²
焼損程度	焼損棟数 全焼棟 半焼棟 部分焼棟 ぼや棟	計 棟	建物焼損床面積
			建物焼損表面積
		焼損面積	m ² m ² ha
り災世帯数	世帯	気象状況	
消防活動状況	消防本部(署)	台	人
	消防団	台	人
	その他(消防防災ヘリコプター等)	台・機	人
救急・救助活動状況			
災害対策本部等の設置状況			
その他参考事項			
(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない			

旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

6-4 特定事故報告様式

第1号様式 (火災)		第 報		
事故名	1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故 2 危険物に係る事故 3 原子力施設等に係る事故 4 その他特定の事故	報告日時	年 月 日 時 分	
		都道府県		
		報告者氏名		
		報告日時	年 月 日 時 分	
		都道府県市町村 (消防本部名)		
		消防庁受信者氏名	報告者氏名	
事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他 ()			
発生場所				
事業所名	特別防災区域	〔レリアウト第一種、第一種、 第二種、その他〕		
発生日時 (覚知日時)	(月 日 時 分) (月 日 時 分)	発見日時	月 日 時 分	
		鎮火日時 (処理完了)	(月 日 時 分) 月 日 時 分	
消防覚地方法	気象状況			
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高压ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他()	物質名		
施設の区分	1 危険物施設 2 高危混在施設 3 高压ガス施設 4 その他()			
施設の概要	危険物施設の 区 分			
事故の概要				
死 傷 者	死者 (性別・年齢) 人	負傷者等	人	
		(人)		
		重症	人	
		(人)		
		中等症	人	
(人)				
軽症	人			
(人)				
消 防 防 災 活 動 状 況 及 び 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況	警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分	出 場 機 関	出場人員	出場資機材
		事 業 所	自衛防災組織	人
		共同防災組織	人	
		そ の 他	人	
		消防本部 (署)	台 人	
		消 防 団	台 人	
		消防防災ヘリコプター	機 人	
		海 上 保 安 庁	人	
自 衛 隊	人			
そ の 他	人			
災害対策本部 等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

6-5 火災・災害等即報要領における消防庁への直接即報基準

区分	基 準
火 災 等 即 報	<p>1 交通機関の火災</p> <p>ア 交通機関の火災 航空機、列車、自動車の火災で、次に掲げるもの ① 航空機火災 ② トンネル内車両火災 ③ 列車火災</p> <p>2 危険物等に係る事故</p> <p>ア 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下、「危険物等」という。）を貯蔵し、又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの。 ① 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの ② 負傷者が5名以上発生したもの</p> <p>イ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの</p> <p>ウ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの ① 河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの ② 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等</p> <p>エ 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの</p> <p>オ 市街地または高速道路上において発生したタンクローリーの火災</p> <p>3 原子力災害等</p> <p>ア 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの</p> <p>イ 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの</p> <p>4 ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災</p> <p>5 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）</p>

救急・救助事故即報	<p>1 死者及び負傷者の合計が 15 人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの</p> <p>ア 列車、航空機の衝突、転覆等による救急・救助事故</p> <p>イ バスの転落等による救急・救助事故</p> <p>ウ ハイジャックによる救急・救助事故</p> <p>エ 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故</p> <p>オ その報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの</p>
-----------	--

6-6 自衛隊災害派遣要求様式

年 月 日

群馬県知事 様

甘楽町長



自衛隊の災害派遣要請の要求について

災害対策基本法第68条の2第1項の規定に基づき、下記のとおり自衛隊の災害派遣を要請するよう要求します。

記

1 災害情况及び派遣を要請する理由

2 派遣を希望する期間

3 派遣を希望する区域及び活動内容

4 その他参考となるべき事項

例) ・ 必要な車両、航空機、資機材

・ 必要な人員

・ 連絡場所及び連絡責任者

6-7 緊急通行車両確認申出書、証明書及び標章

【緊急通行車両確認申出書】

		年 月 日
知事・公安委員会 殿		
緊急通行車両確認申出書		
申出者 住 所 氏 名		
番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）		
活 動 地 域		
車両の 使用者	住 所	() 局 番
	氏名又は は名称	
緊 急 連絡先	住 所	() 局 番
	氏 名	
備 考		

【緊急通行車両確認証明書】

第 号	年 月 日
緊急通行車両確認証明書	
知 事 印 公安委員会 印	
番号標に表示されている番号	

車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
活動地域		
車両の使用者	住所	() 局 番
	氏名又は名称	
有効期限		
備考		

【標章】

登録(車両)番号

緊急

有効期限 年 月 日

15 cm

21 cm

備考1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月、日を表示する部分を白色、地を銀色とする。

2 記号の部分に、表面の面像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。

6-9 り災証明書

り 災 証 明 書

年 月 日

甘楽町長 様

(申請者) 住 所

氏 名

㊟

電 話

()

現在の連絡先

()

下記のとおり災しましたので、証明願います。

	所 在 地	群馬県甘楽郡甘楽町大字
	所 有 者	
被害物件	<input type="checkbox"/> 住宅	
	<input type="checkbox"/> 倉庫・物置	
	<input type="checkbox"/> 車庫	
	<input type="checkbox"/> その他	
	()	
被害程度	<input type="checkbox"/> 全 壊	
	<input type="checkbox"/> 大規模半壊	
	()	
	<input type="checkbox"/> 半 壊	
	()	
	<input type="checkbox"/> 一部損壊	
	()	
	<input type="checkbox"/> その他	
	()	
被害原因		

参考資料（見積書写し・写真等）添付

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

甘楽町長

